

# 会 議 の 経 過

開 議 午前10時00分

令和4年12月8日（第1日目）

議 長（高橋拓生君）

ただいまから、令和4年平泉町議会定例会12月会議を開きます。

ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

これから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸報告を行います。

初めに、議長から諸般の報告を行います。

2ページをお開きください。

本定例会12月会議に町長から提出された議案は、お手元に配付した議案送付書のとおり受理したので報告いたします。

3ページをお開きください。

監査委員から令和4年8月分から10月分までの現金出納検査の結果について報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたからご了承願います。

39ページをお開きください。

本定例会12月会議に説明員として出席する者の職氏名を一覧表にしてお手元に配付しておきましたからご了承願います。

40ページをお開きください。

定例会9月会議以降の報告事項について、お手元に配付したとおりですのでご了承願います。

以上で議長の諸般の報告を終わります。

続いて、一部事務組合等議会議員からの報告を行います。

初めに、一関地区広域行政組合議会の報告を求めます。

2番、稲葉正議員。

2 番（稲葉正君）

2番、稲葉です。

それでは、一関地区広域行政組合議会報告。

一関地区広域行政組合議会について、その概要を次のとおり報告します。

令和4年12月8日、平泉町議会議長、高橋拓生様。

一関地区広域行政組合議会、副議長、真竈光幸。議員、稲葉正。

44ページをお開きください。

第49回一関地区広域行政組合議会定例会、令和4年10月18日、一関市役所において。

審議結果及び付議事件。

45ページ、報告第1号、令和3年度一関地区広域行政組合一般会計予算継続費の通次繰越しの

報告について。

46ページです。

ごみ処理費、翌年度通次繰越額2,987万1,000円。

次に、47ページです。

報告第2号、令和3年度一関地区広域行政組合一般会計予算繰越明許費の繰越しの報告について。

48ページ、翌年度繰越額3億7,767万7,000円。

次に、52ページです。

認定第1号、令和3年度一関地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について、53ページから84ページの内容にて認定されました。

次に、86ページ、認定第2号、令和3年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、87ページから160ページの内容にて認定されました。

次に、161ページです。

議案第5号、令和4年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算（第1号）は、161ページから164ページのとおり原案にて可決されました。

次に、165ページです。

議案第6号、令和4年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算（第1号）は、165ページから176ページのとおり原案にて可決。

次に、201ページです。

議案第7号、監査委員の選任について、201、202ページにて同意されました。

議員の派遣については、203ページのとおり決定しております。

次に、204ページ、請願第1号、『新最終処分場』建設候補地の変更を求める請願書204ページから206ページの請願につきましては、請願審査特別委員会が設置・付託され、継続審査となり、12月19日の委員招集、12月26日の臨時会を予定しております。

以上、報告を終わります。

議長（高橋拓生君）

これで一関地区広域行政組合議会の報告を終わります。

次に、岩手県後期高齢者医療広域連合議会の報告を求めます。

1番、大友仁子議員。

1番（大友仁子君）

1番、大友仁子です。

それでは、諸報告の207ページをお開き願います。

岩手県後期高齢者医療広域連合議会につきまして、その概要を次のとおり報告いたします。

令和4年12月8日、平泉町議会議長、高橋拓生様。

岩手県後期高齢者医療広域連合議会議員、大友仁子。

208ページをお開きください。

令和4年11月22日、午後2時より、岩手県自治会館におきまして、令和4年11月岩手県後期高齢者医療広域連合議会定例会が開催されました。

付議事件についてご報告いたします。

209ページをお開きください。

認定第1号、令和3年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

213ページをお開きください。

歳入、収入済額1億9,447万8,793円。

215ページになります。

歳出、支出済額1億8,855万4,331円、歳入歳出差引残額592万4,462円となり、原案とおり認定されました。

なお、次ページからは事項別明細書になっておりますので、お目通しいただきたいと思います。

次に、210ページをお開きください。

認定第2号、令和3年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

229ページをお開きください。

歳入でございます。

歳入済額1,616億2,558万7,513円。

231ページになります。

歳出、支出済額1,583億2,622万9,395円、歳入歳出差引残高32億9,935万8,118円となり、こちらも原案とおり認定されました。

なお、次のページから事項別明細書になりますので、お目通しいただきたいと思います。

次、295ページから、令和3年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計及び後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算審査意見書を付しておりますので、お目通しいただきたいと思います。

続きまして、267ページの議案第12号、東日本大震災に係る岩手県後期高齢者医療保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて。

条例の専決処分に関する承認は原案のとおり承認されております。

269ページをお開きください。

議案第13号、令和4年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）についてでございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ592万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億31万円とするものであります。こちらも原案のとおり可決されております。

なお、補正予算の事項別明細書につきましては、273ページから279ページにございますので、お目通しいただきたいと思います。

次に、281ページをお開きください。

議案第14号、令和4年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第

1号)についてでございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ18億4,625万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,611億1,948万7,000円とするものであります。こちらも原案のとおり可決されております。

なお、補正予算の事項別明細書につきましては、285ページから293ページでございますので、お目通しいただきたいと思っております。

以上、岩手県後期高齢者医療広域連合議会の報告を終わります。

議長（高橋拓生君）

以上で、岩手県後期高齢者医療広域連合議会の報告を終わります。

これで一部事務組合等議会議員からの報告を終わります。

続いて、町長から行政報告を行います。

青木町長。

町長（青木幸保君）

私から行政報告をさせていただきます。

309ページになります。

9月22日、秋の全国交通安全運動に伴う交通安全活動が行われております。

9月27日になります。一関遊水地事業50年の集いが開催されております。

10月1日になりますが、一関地方植樹祭が平泉会場、西行桜の森で開催されております。

10月2日になりますが、中尊寺通りホコ天まつりが12区の通りを会場に行われております。

10月4日から10月7日までになりますが、第57回全国史跡整備市町村協議会平泉大会が開催されております。全国から300名に及ぶ方々にご参加をいただき、そして、町民の方々にも参加していただいているところであります。

10月7日、暴力団追放一関地方大会が開催されております。

10月14日になりますが、一関・平泉バルーンフェスティバル2022が行われております。

10月15日から16日になりますが、江東区民まつりが東京都江東区を会場に開催されており、平泉からも多くの方々にご参加をいただいたところであります。

10月17日になりますが、ライト早め点灯街頭啓発活動が町内で開催されております。

10月22日になりますが、ライスアート in ひらいずみが開催されております。

10月29日、30日、ひらいずみ芸術文化祭、そして、30日はひらいずみ産業まつりがエピカ駐車場、エピカ、そして、農協駐車場を会場に開催されております。

11月1日になりますが、秋の藤原まつり藤原四代公追善法要が開催されております。

11月3日になりますが、平泉町町勢功労者表彰式が開催されております。

11月5日になりますが、今年度4回目になります、トータルで6回目のスパルタキャンプの開講式が行われております。

11月11日から13日まで、平泉町民号、徳島県、そして、香川県の旅を開催したところであります。

11月15日になりますが、一関地方農林業振興大会が開催されております。

312ページになります。

11月28日、岩手三菱自動車株式会社及び三菱自動車工場株式会社との災害協定の締結式が行われております。

11月30日、平泉町交通安全運動推進町民大会が開催されております。

そして、昨日になりますが、初詣の警備会議が行われております。

以上であります。

議 長（高橋拓生君）

以上で、町長からの行政報告を終わります。

これで諸報告を終わります。

これから本日の議事日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。この日程で進めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

異議なしと認めます。

したがって、この日程で進めることに決定いたしました。

直ちに本日の日程に入ります。

---

議 長（高橋拓生君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、10番、千葉勝男議員及び11番、升沢博子議員を指名します。

---

議 長（高橋拓生君）

日程第2、会議期間の決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会12月会議の会議期間は、本日から12月15日までの8日間にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

異議なしと認めます。

したがって、会議期間は本日から12月15日までの8日間に決定いたしました。

なお、会議期間中の会議予定につきましては、お手元に配付した会議日程表によりたいと思いますので、ご了承願います。

---

議 長（高橋拓生君）

日程第3、議案第45号から日程第14、議案第56号までの条例案件6件、補正予算案件6件、以上合計12件を一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

青木町長。

町長（青木幸保君）

それでは、条例案件6件、補正予算案件6件につきましてご説明いたします。

初めに、条例案件6件につきましてご説明を申し上げます。

議案書3ページをお開き願います。

議案第45号、平泉町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例でございます。

提案理由であります、コンビニエンスストア等に設置された多機能端末機による証明書自動交付サービス導入に伴い、所要の整備を図ろうとするものでございます。

議案書5ページをお開き願います

議案第46号、平泉町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。

提案理由であります、人事院の給与改定に関する勧告に鑑み、一般職の職員の給料月額及び勤労手当の改定を行うため、所要の整備を図ろうとするものでございます。

議案書12ページをお開き願います。

議案第47号、職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

提案理由であります、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、職員の定年の段階的な引上げに関して、所要の整備を図ろうとするものでございます。

議案書25ページをお開き願います。

議案第48号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例でございます。

提案理由であります、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、職員の定年の段階的な引上げに関して、所要の整備を図ろうとするものでございます。

議案書34ページをお開き願います。

議案第49号、平泉町町税条例の一部を改正する条例でございます。

提案理由であります、地方税法における鉱産税の標準税率と整合性を図るため、所要の整備を図ろうとするものでございます。

議案書35ページをお開き願います。

議案第50号、平泉町学校給食費に関する条例でございます。

提案理由であります、給食費の公会計化に当たり、所要の整備を図ろうとするものでございます。

次に、補正予算案件6件につきましてご説明を申し上げます。

議案書37ページをお開き願います。

議案第51号、令和4年度平泉町一般会計補正予算（第7号）でございます。

令和4年度平泉町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,575万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ52億7,139万3,000円としようとするものでございます。

議案書77ページをお開き願います。

議案第52号、令和4年度平泉町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）でございます。

令和4年度平泉町の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億1,819万6,000円としようとするものでございます。

議案書85ページをお開き願います。

議案第53号、令和4年度平泉町健康福祉交流館特別会計補正予算（第2号）でございます。

令和4年度平泉町の健康福祉交流館特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,814万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,471万2,000円としようとするものでございます。

議案書91ページをお開き願います。

議案第54号、令和4年度平泉町町営駐車場特別会計補正予算（第3号）でございます。

令和4年度平泉町の町営駐車場特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ19万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,841万2,000円としようとするものでございます。

議案書101ページをお開き願います。

議案第55号、令和4年度平泉町下水道事業会計補正予算（第1号）でございます。

第1条、令和4年度平泉町下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和4年度平泉町下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第1款下水道事業収益61万2,000円、第1項営業収益60万円の減、第2項営業外収益121万2,000円。

支出、第1款下水道事業費用、第1項営業費用61万2,000円。

第3条、予算第4条本文括弧書きを（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額8,761万1,000円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額42万2,000円、過年度分損益勘定留保資金2,423万1,000円、当年度分損益勘定留保資金6,295万8,000円で補てんするものとする。）に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第1款下水道事業資本的収入91万3,000円、第2項分担金及び負担金204万1,000円、第3項他会計出資金112万8,000円の減。

102ページをお開き願います。

支出、第1款下水道事業資本的支出、第1項建設改良費39万円。

第4条、予算第10条に定めた一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を1億3,968万3,000円に改めようとするものでございます。

議案書109ページをお開き願います。

議案第56号、令和4年度平泉町下水道事業会計補正予算（第2号）でございます。

第1条、令和4年度平泉町下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和4年度平泉町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第1款水道事業収益、第2項営業外収益578万4,000円、第2款簡易水道事業収益、第2項営業外収益106万8,000円。

支出、第1款水道事業費用、第1項営業費用614万5,000円、第2款簡易水道事業費用、第1項営業費用147万5,000円。

第3条、令和4年度平泉町水道事業会計予算第4条本文括弧書きを（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額9,389万2,000円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,211万3,000円、建設改良積立金1,000万円、過年度分損益勘定留保資金6,677万9,000円で補てんするものとする。）に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

110ページをお開き願います。

支出、第2款簡易水道事業資本的支出、第1項建設改良費9万7,000円。

第4条、予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

第1項第1号職員給与費86万50,000円。

第5条、予算第9条に定めた一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を4,096万7,000円に改めようとするものでございます。

以上、提案をいたします。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

議長（高橋拓生君）

8番、高橋伸二議員。

8番（高橋伸二君）

ただいまの議案の提案において大変なそごがあったわけでございますから、ここはきちっと議事録の精査を含めて整理をされるように申し添えておきます。

議長（高橋拓生君）

暫時休憩といたします。

---

休憩 午前10時33分

再開 午前10時34分

---

議長（高橋拓生君）

それでは、再開いたします。



青木町長のほうから訂正の申し出がありますので、発言を許します。

町 長（青木幸保君）

大変失礼をいたしました。

議案第56号、議案書109ページをお開き願います。

議案第56号につきまして再度提案させていただきます。

議案第56号、令和4年度平泉町水道事業会計補正予算（第2号）でございます。

第1条、令和4年度平泉町水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和4年度平泉町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第1款水道事業収益、第2項営業外収益578万4,000円、第2款簡易水道事業収益、第2項営業外収益106万8,000円。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ19万2000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,841万2,000円としようとするものでございます。

（発言する声あり）

議 長（高橋拓生君）

暫時休憩といたします。

---

休憩 午前10時36分

再開 午前10時37分

---

議 長（高橋拓生君）

再開いたします。

青木町長。

町 長（青木幸保君）

大変申し訳ありませんでした。私の番号振ったのがちょっと間違っておりまして、大変申し訳なく思っております。再度、提案させていただきます。

議案書109ページをお開き願います。

議案第56号、令和4年度平泉町水道事業会計補正予算（第2号）でございます。

第1条、令和4年度平泉町水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和4年度平泉町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第1款水道事業収益、第2項営業外収益578万4,000円、第2款簡易水道事業収益、第2項営業外収益106万8,000円。

支出、第1款水道事業費用、第1項営業費用614万5,000円、第2款簡易水道事業費用、第1項営業費用147万5,000円。

第3条、令和4年度平泉町水道事業会計予算第4条本文括弧書きを（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額9,389万2,000円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,211万3,000円、建設改良積立金1,000万円、過年度分損益勘定留保資金6,677万9,000円で補填するものとする。）に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

以上であります。大変申し訳ありませんでした。

以上、提案いたしますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長（高橋拓生君）

暫時休憩といたします。

---

休憩 午前10時40分

再開 午前10時41分

---

議長（高橋拓生君）

再開いたします。

青木町長。

町長（青木幸保君）

先ほど再度、提案するということが私がお話ししましたので、支出の分までしっかりと提案させていただきます。それでは、110ページをお開き願います。

支出、第2款簡易水道事業資本的支出、第1項建設改良費9万7,000円。

第4条、予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

第1項第1号職員給与費86万5,000円。

第5条、予算第9条に定めた一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を4,096万7,000円に改めようとするものでございます。

以上、提案いたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

これで提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

日程第3、議案第45号から日程第14、議案第56号まで、ただいま説明のあった議案につきましては、最終日の本会議で担当課長の補足説明を求め、議決したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

異議なしと認めます。

したがって、条例案件6件、補正予算案件6件、合計12件につきましては、最終日の本会議で議決することに決定いたしました。

暫時休憩といたします。

---

休憩 午前10時43分

再開 午前10時58分

---

議長（高橋拓生君）

再開いたします。

日程第15、一般質問を行います。

通告の順番に発言を許します。

第1回目の答弁は、登壇の上、発言願います。

質問、答弁に当たりましては、簡潔明瞭をお願いいたします。

通告1番、升沢博子議員、登壇、質問願います。

11番、升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

通告1番、升沢博子です。

さきに通告をしておりました2点について質問いたします。

トップバッターとなりましたが、明快な答弁をよろしくをお願いいたします。

それでは、最初の1番目の質問を行います。

令和5年度予算の編成方針について、町長にお伺いいたします。

令和5年度予算の編成作業に着手されておりますが、令和3年度決算の認定を受けて、どのような予算方針で臨むのか伺います。

1つ目、類似団体と比較して、高い値で推移している人件費の要因と抑制の考えについて伺います。

2点目、下水道事業、農業集落排水事業の公営企業化による出資金、補助金の推移について、特に補助金の抑制の考えについて伺います。

3番目、地方公会計の整備が平成29年度から図られ、公表されておりますが、行政サービスの提供についてのコストを明らかにする事業別コスト計算書の作成について伺います。

4番目、令和5年度予算の編成に当たり、町長の方針が示されました。今後、大型事業の起債の償還など、厳しい財政運営が見込まれる中、特にも重点配分を見込む事業は何かを伺います。

大きい2つ目でございます。

不登校児童、生徒の現状と支援策について。

新型コロナウイルス感染症による影響が子供たちに及ぼす影響は甚大なものがございます。全国的に増加している不登校児童、生徒の当町の現状と支援策について伺います。

1つ目、当町の小学校、中学校の不登校児童生徒の状況について伺います。

2つ目、不登校児童、生徒、保護者へのケアについて伺います。

スクールカウンセラー、家庭相談員、支援員の配置はどうなっているのでしょうか。適応支援

教室などの設置の考えはあるでしょうか。相談機関を紹介などの情報提供は行っておりますか。

3点目は、学習支援について伺います。

オンラインによる学習支援の状況について伺います。

4番目、眠育について伺います。

学校と家庭が連携し、睡眠教育を推進して、子供の睡眠への意識向上と基本的生活習慣の改善を図り、不登校発生の予防に取り組んでいる福岡県春日市の例を紹介したいと思います。当町も取り組んではいかがでしょうか。

以上2点について明快な答弁をよろしくお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

升沢博子議員からのご質問にお答えをいたします。

初めに、令和5年度予算の編成方針についてのご質問がありました。

初めに、類似団体と比較して人件費が高い値で推移している要因と抑制の考えについてですが、総務省より公表されている類似団体決算比較カードにおける人口1人当たり性質別歳出の状況のうち、人件費については、令和2年度決算で見ますと、本町は16万42円、類似団体は13万1,552円となっております。類似団体を上回った数値となっております。

類似団体と比較しますと、平泉町の特殊事情としては、文化財業務を抱える教育部門が挙げられます。世界遺産をはじめとする史跡の管理、整備など、文化財に対応する業務があり、それに対応するための職員も必要となっており、他団体との比較の中で、人件費に影響を与えているものと捉えております。また、ここ数年間は、退職職員が増加したことにより、退職手当負担金の増額があり、一時的に人件費総額を押し上げていることなども、人件費が伸びている要因となっております。

定員管理については、令和3年2月に策定した平泉町定員適正化計画に沿い、令和7年度までの定員を定めており、第5次行政改革プランの取り組みの中で進捗管理を行っております。また、会計年度任用職員につきましても、業務の必要性や適正な人員配置に留意しながら職員配置を行っており、引き続き平泉町定員適正化計画、第5次行政改革プランに基づき、適正な定員管理に努め、歳出予算の中におけるバランスを維持しながら取り組んでまいります。

次に、下水道事業、農業集落排水事業の公営企業化による出資金、補助金の抑制についてであります。下水道事業、農業集落排水事業については、令和2年4月から一部適用の公営企業会計に移行して、本年で3年目を迎えております。

一般会計からの下水道事業会計の補助金の支出については、企業会計移行後も高い水準で推移している状態です。下水道事業における経営戦略の見直しなどにより、経営基盤の強化を図りつつ、公営企業化したことによるメリットが図られるよう、下水道事業の経営効率化に取り組み、一般会計の補助金の支出の抑制に努めてまいります。

次に、事業別コスト計算書の作成についてですが、地方公会計制度の導入により、平成29年度

より毎年度、財務書類を作成し、ホームページで公表を行っております。財務書類については、財政のマネジメント強化を図るため、活用を図ることが重要であります。

現在、作成している財務書類の中で、全体の行政コスト計算書は作成しておりますが、事業別の行政コスト計算書については作成をしておりません。財務書類の活用が重要であることを鑑みますと、次年度以降の財務書類の作成の中で、事業別の行政コスト計算書については、他自治体の事例を参考に作成方法等を研究してまいります。財務書類についての作成、公表については定着しておりますので、活用といった視点に重きを置き、取り組んでまいります。

次に、令和5年度予算の編成に当たり、重点配分を見込む事業についてであります。令和5年度は「第6次平泉町総合計画前期基本計画」の3年目に当たり、引き続き財政の健全性の確保に留意しつつ、重点施策として新年度予算方針では、「子育て環境と次世代育成の推進」、「保健・医療の充実」、「産業の振興」の3項目を挙げております。

重点施策については、限られた財源の中、住民ニーズの的確な反映と効率的・効果的な事業展開に努め、重点配分して予算編成してまいります。財政規律を堅持しつつ、事業の必要性や緊急性を明確にし、より効率的かつ効果的に事業展開を図り、職員一人一人の能力を最大限発揮し、各課相互の連携を一層強める体制で各種事業を推進してまいります。

私からは以上であります。

議長（高橋拓生君）

吉野教育長。

教育長（吉野新平君）

升沢博子議員からのご質問にお答えいたします。

初めに、当町の小学校、中学校の不登校児童生徒の状況についてのご質問がありました。

全国の小学校、中学校ともに不登校児童生徒数は9年連続で増加しており、令和3年度調査結果では、小学校児童8万1,498名、中学校生徒16万3,442名と過去最多となっております。当町でも小中学校の不登校児童生徒数は増加しており、令和3年度調査結果では、小学校児童9名、中学校生徒17名となっております。特にも中学校生徒は、前年度と比較して12名増加しております。また、不登校の原因としては、無気力や不安、学校生活によるトラブルなどが複合的に影響していると認識しております。

次に、不登校児童生徒、保護者のケアについてのご質問がありました。

初めに、スクールカウンセラー、家庭相談員、支援員の配置についてのご質問がありました。

スクールカウンセラーは、岩手県教育委員会より2名派遣されており、平泉小学校へは隔週1日、長島小学校へは随時、平泉中学校へは毎週1日、児童生徒、保護者及び教職員に対する相談など、学校の教育相談体制に大きな役割を果たしております。

家庭相談員につきましては、令和3年度に町民福祉課より、会計年度任用職員として募集いたしました。希望者がなく、現在まで配置には至っておりません。

支援員につきましては、当町では適応支援相談員という名称として1名を配置し、学校不適応状態、不登校等にある児童生徒及び保護者との相談に応じ、学校生活へ復帰する支援を行ってお

ります。

次に、適応支援教室などの設置についてのご質問がありました。

岩手県内において既に適応支援教室を設置している市町村もありますが、本町においては、まだ設置には至っておりません。不登校児童生徒の学校復帰を目指すことを目的とした学校外に設置する適応支援教室については、特に全欠席に近い不登校児童生徒が段階的に学校復帰を目指すためにも、必要なものであると認識しております。そこで、現在、小中学校や関係機関等と協議しながら、具体的な設置場所やその活用の仕方について協議し、早期の実現を目指しているところであります。

次に、相談機関の情報提供についてのご質問がありました。

不登校は、児童生徒本人と保護者だけでは解決が難しい例も多く、場合によっては、専門機関等への相談や助言が必要であると認識しております。当町では、各学校を通して保護者が不登校について気兼ねなく相談できる窓口や相談機関の情報を常時提供しております。相談先については、学校をはじめ医療機関や児童相談所など、児童生徒の状況に合った相談先を勧めております。また、子育てに関し悩みや困り感を抱えている保護者に対する支援として、本年度より、当教育委員会が主催する「教育相談会」を実施することとし、町内小中学校全ての保護者に対して周知することとしました。

次に、オンラインによる学習支援の状況についてのご質問がありました。

当町では、GIGAスクール構想に伴い、児童生徒1人1台のタブレット端末を令和2年度に整備したところです。これまでの取り組みとして、様々な理由から別室登校となっていた児童に対し、教室と別室とをオンラインで接続し、授業の様子をタブレット端末に配信しました。また、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため学校閉鎖措置を実施した際に、オンラインでの授業を実施しており、今後についても、課題を精査しながら、オンライン授業の実施は可能と考えます。

次に、眠育についてのご質問がありました。

当町の児童生徒におきましても、生活様式等の変化に伴い、学年が進むに従って就寝時刻が遅くなっているという実態を踏まえ、平泉町学校保健会養教部会において、平成28年度より3年にわたり「眠育」を研究テーマとし取り組んだ経緯があります。その中で、町内児童生徒に対し「生活習慣に関するアンケート」を実施し、その後、睡眠に関する学習や個別指導を行っております。主な内容としては、保健の授業の中で、睡眠とホルモンの関係性、鬱病のリスク増大等に触れたほか、睡眠に問題があると思われる児童生徒に対しては、個別の指導も行い、睡眠と生活リズムの大切さに気づかせる活動を行いました。

この取り組みは、現在でも各学校の指導に生かされておりますが、一方で、明らかになった課題として、各家庭に中に普及したスマートフォンをはじめとするメディアとの付き合い方です。スマートフォンやタブレットを利用したゲームやSNS等の過度な利用により、夜更かしをして不規則な生活が続くことで、慢性的な睡眠不足となり、生活のリズムが崩れ、不登校の大きな要因になることも考えられることから、町内では、現在、望ましいメディアとの関わりについて、

睡眠指導も含めた指導を行っております。

議員ご指摘のとおり、児童生徒の睡眠に対する意識づけ、規則正しい生活習慣づくりについては、継続的に取り組んでいくことが必要であると考えます。現在、小中学校では、不登校、別室登校の児童生徒、保健室に体調不良を訴えて来室した児童生徒に対し、睡眠の状況について確認を行い、適切な指導を行っております。

また、全校児童に対して生活リズムチェックを行い、規則正しい生活習慣を整えられるよう、発達段階に応じた取り組みを行っております。睡眠の大切さ、基本的な生活習慣を整えることの大切さを児童生徒と共有し、児童生徒が自らの考えで生活リズムを整え、明るく元気に生活できるよう、また、これらの取り組みには保護者の理解が欠かせないことから、学校、保護者と連携し取り組んでまいりたいと考えます。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

それでは、何点が再質問させていただきますが、最初に2番目の質問から先に再質問をさせていただきたいと思います。

不登校児童生徒の状況ですが、答弁にありましたように、近年、増加傾向にあるということは、報道でも耳にしておりました。いつの時代も子供は親の思うとおりにではなく、様々な人間関係の葛藤の中から、子供は社会で生きることを学んでいったものと思います。学校に行けない我が子のことで悩み、育て方が悪かったのではと自分を責める親に接するにつけ、あなたが悪いわけではないとやり切れない思いになり、親と学校だけではない支援の在り方があるのではないかと考え、また、子供を取り巻く状況を何とかできないだろうか、今回の質問に至ったところです。

答弁によりますと、当町は、中学生は全生徒の10%弱、小学生は全児童の2%程度の不登校児童がいるということになりますか。全国的なデータから、中学生の20人に1人が不登校との現状というふうな報道もありましたが、当町では、中学生が10人に1人というような割合でということで、私としても非常に驚いたところであります。

不登校の要因について、文科省が児童本人、あるいは保護者のアンケート調査を行い、公表されております。そのアンケート調査から、その要因なのですが、1つは先生のこと、それから体の不調、そして生活リズムの乱れ、そして友達のこと、この4つが3割ぐらいとなっているということです。先ほどの要因については、生活の乱れとか、そういうのはもちろん入っているのですが、先生のことというところが報告されているのですけれども、この点についての要因は平泉は捉えていないのかどうかお伺いします。

議長（高橋拓生君）

吉野教育長。

教育長（吉野新平君）

不登校の主な原因でございます。

先ほどお答えいたしました無気力、不安、学校生活によるトラブルなどが複合的にということですが、今、ご指摘にあった先生が原因だというような事例は、本町では把握しておりません。中学校に多いというのは、やはり多感な時期ですので、やはりいろんな不安定な心の揺れがございまして、その中のきっかけとして友達だったり、それから、先生に一言言われたことであつたりで悩むということは日常的によくあることですが、それが不登校の主な要因になったというケースは、今のところは平泉にはないわけですし、恐らく複合的な要素が混ざり合って不登校になっているのではないかとすることは予想されます。先生が主な原因では押さえておりません。

議 長（高橋拓生君）

升沢博子議員。

1 1 番（升沢博子君）

実は、中学校の校長先生からも現在の状況とか、学校として対処されている状況なんかも本当に詳しく伺いまして、本当に一人一人に目を配って支援をなさっているということは、本当に感じたところでした。別室登校で教室以外に2つの部屋を設けて、校長先生自ら学習支援も行っていると、そして、報告書の中にもございましたけれども、早い段階、初期段階に手を打つことが非常に大切だということに基づいて、支援をした中から復帰して登校できるようになったという生徒もいると、そういう話も伺うことができました。

それで、その支援に当たっている方たちについては、スクールカウンセラー、そういった方たちのことも伺いました。そして、適応支援相談員の方については、長期間にわたって平泉の子供たちに関わっていただいているということで、子供たち一人一人に対し本当に頑張っていただいているというふうに考えます。ただ、今の現在の報告いただいた状況、その各学校の複数のそういった状況の子供がいるわけなのですが、そこにお一人だけの支援で大丈夫なのだろうか、そこについてはどういうふうにお考えでしょうか。

議 長（高橋拓生君）

吉野教育長。

教育長（吉野新平君）

確かに、今、適応支援相談員1名ということで、長年にわたって支援をいただいております。

ただ、先ほど議員さんがおっしゃられたとおり、学校全体、組織として、全ての教職員がいろんな方法でいろんな方向から支援をしておりますので、その方だけに任せているということではありません。ただ、やはりこのとおり不登校生徒が増えてまいりますと、例えば、家庭訪問するにも少しずつ人手が足りないかなというような声も聞こえてきております。ただ、これを人を増やすというよりも、いろんな指導方法ややり方を工夫しながら、それをカバーしていきたいなというふうに現在は考えております。

議 長（高橋拓生君）

升沢博子議員。

1 1 番（升沢博子君）



質問の中にも入れましたが、家庭相談員ということで、昨年度、私が質問した中に、子育て世代包括支援センターの設置について、平泉町の場合は就学前までということで、保健師を配置して、乳児から幼児、就学前の相談に当たっているということは存じております。ただ、そのときにも申し上げたのですが、やはり包括的に18歳までの支援体制を取るべきではないかというようなお話もした経緯がございます。現状を考えると、乳幼児から就学児童、そして、18歳の思春期までというトータルで支援する体制が必要になってくるのではないかと、そうなった場合に、必要となる社会福祉士、ソーシャルワーカーとも関連してくると思いますけれども、あと、専門職、臨床心理士とか、そういった形の方がやっぱり相談に当たるというようなことが望まれると思うのですが、そのことについては、どちらが答弁されるのかちょっとよく分からないのですが、どうお考えでしょうか。

議長（高橋拓生君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

今、ご質問のあった点につきましては、まさにそのとおりかと思っております。18歳までというふうな概念だけではなくて、今、例えば、障害とか、家庭的にちょっと問題があるという表現は好ましくないかもしれませんが、今現在は伴走型と言われまして、18歳になったらもう支援は終わるということではなくて、やはり生涯にわたって支援をしなければいけないような方々も出てきております。

そこで、そういった場合につきましては、主に児童相談所になるかと思うのですが、社会福祉士とか児童相談員、それから児童の保護司とか、そういった専門職の方々が、やはり障がい者含め家庭の問題ある方、非行、そういった部分で専門的な相談に対応するというような知識を持っておりますので、そのような方々の配置などにつきましては、やはり今後検討していかなければいけないのではないかなというふうに考えております。

議長（高橋拓生君）

升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

ということで、昨年度、家庭相談員というお話をいたしまして、ただいまの答弁の中に、募集したけれども希望者がいなかったということなのですが、これは希望する、しないということではなくて、やはり町としてぜひとも必要だと、そういう考えであればやはり、探すといいますか、設置のほうに動いていただくのが筋ではないのかなと思うのですが、どうでしょうか。

議長（高橋拓生君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

令和3年度に向けて、今、ご質問になっている家庭相談員の募集をさせていただきましたが、その時点でやはり家庭相談員の身分とか、そういった制度について、まだきちんと制度設計されていないところでのいわゆる補助的な形での募集というふうなことになりました。結果として、

確かに応募される方はおりませんでした。今後におきましては、やはり一般の補助員というふうな、会計年度任用職員というふうな立場ではなくて、やっぱり専門的な知識を有している方を雇用をというか、そういった方々の力も必要になってきますので、まずはその制度の内容などにつきまして、十分な検討をしながら適正な方の配置に向けて進めていきたいというふうに考えております。

議長（高橋拓生君）

升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、長期の不登校児童生徒に対してどのような学習支援ができるのかなということで、学校でも伺ったのですが、とにかく学校にちょっとでも来ていただければ、そこの中で自分たちも対処できるけれども、やはり家から出ないという子供さんもいらっしゃるようですので、そういう長期になってくると、やはり親も本人も不安だとは思いますが、そういう学習の遅れとか、そういうところが不安になってくるのは当然だと思います。それで、答弁にもありましたように、今回、コロナ感染症の関係で、タブレット端末を使った配信を行ったという答弁がありましたので、そういう活用の仕方をもうちょっと具体的に考えておるのか、その辺を伺いたいと思います。

議長（高橋拓生君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉数馬君）

それでは、ただいまタブレットの活用についてというようなことでご質問があったかと思いません。

先日、平泉中学校のほうで、コロナの影響によりまして学年閉鎖した場合に、タブレットのほうを各生徒に持ち帰っていただいて、教室での授業をオンライン配信したというようなところでございます。今回、全校生徒に対して初めての試みというようなところであります。いろいろと課題、問題点等あったところではございますが、配信の授業の内容につきましては黒板を中心に行った授業というようなところで、今後、その閉鎖中の中では、授業の進展が滞ることもなく有効ではないかというようなところでもございます。

また、今回、配信授業ということで、各学年2クラスあるわけなのですが、2つのクラスを同時に行うことといたしまして、その分、次の授業の準備なりすることができたというようなところでございます。今回やってみたわけですが、各家庭でのWi-Fi環境等にもよるものとは思いますが、その各家庭の環境によりまして、その接続の速度であったり程度によって、画像が荒くなったりしたというような家庭もあったというようなところで、報告いただいております。

いろいろなそういうところら辺を検証いたしまして、今後、そのような場合にオンライン配信というようなところで、いずれ今回、不登校児童の学習支援も、このタブレットの活用につま

しては有用ではないかというようなどころもございますので、長期欠席者等の児童生徒につきましては、無理に登校をさせないで、例えば、教室の授業を配信するという事で、教室の授業と同等の学習効果を与えることができるものではないかと考えてございます。今後は、児童生徒の学びを止めないためにも、このような学習支援を進めながら、学校生活へ復帰できるよう環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

以上です。

議長（高橋拓生君）

升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

本当にそういうものをITという形で今進んできているわけですので、いろんな状況を考えながら、ただ、在宅でいる不登校の子たちが全てがそこに応じられるのかなというところもちょっとあたりするのですけれども、いずれそういう方向で、学習が一番心配だという親御さんもおりますので、ぜひとも何とか手を尽くしていただければなと思います。

そして、次の質問なのですが、適応支援教室の開設ということで答弁がありました。

この場所を設置するに当たって、前向きに考えているというような答弁でありましたが、その開設に当たっては、場所、あるいは、どういった支援の方を配置するかとか、そういったところも今どういうふうを考えているのかお答えいただきたいと思います。

議長（高橋拓生君）

吉野教育長。

教育長（吉野新平君）

適応支援教室のご質問がありました。

適応支援教室というのは、当教育委員会で押さえていますのは、不登校になっている児童生徒を対象に、学習や体験活動の機会を提供して支援しながら、学校への復帰を目指す場所というふうに、あくまで学校に向かわせたいというような場所として考えております。

具体的には、今年度すぐ近くにエピカが開館いたしまして、とてもいい場所ですので、何かエピカを有効に登校支援として活用できないのかなということは、ずっと教育委員会としても考えておりました。もちろん学校の要望も聞きながら現在、進めているところですが、例えば、平泉中学校を例に取りますと、平泉中学校では別室登校という形で、教室に入れない生徒を校舎内のある場所を提供いたしまして、そこで個別に対応しているということがございます。その別室登校という考え方を延長して、教室ではなくて、学校に入れない生徒に対してエピカを別室として位置づけてみるのもいいなということで、この間、中学校の校長先生とも話したところでございます。毎日とはいきませんが、例えば、週に1回、あるいは、2回ぐらいで、午前中そこに生徒が来るのであれば、そこに中学校から教員、あるいは支援員を派遣して、学習の支援をしたりするというようなことは十分可能ではないかというふうに現在思っております。

それで、Wi-Fiを活用して、そこから授業を配信することも可能ですし、いずれいろんな方法で学校に向かわせたいなという考えを具体的に進めております。

また、例えば、エピカを活用するのであれば、先ほど升沢議員さんがお話しのとおり、悩みを抱えている保護者も、例えば、エピカに来ていただいて、そこから相談をする、保健センターとかアピユイにつながっていくことも、現在よりはかなり強くなるのではないかなというような期待もしておりますので、そこは早ければ4月から具体的に進められればということで、エピカとも今、話を重ねているところでございます。現段階ではそのような形で進めております。

以上です。

議長（高橋拓生君）

升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

もちろん学校でしか学べないこととか、そういうことが絶対的にあると思いますので、そういう形で選択肢といいますか、最終的には学校につなぐ形でやっていくということだと思うのですが、実は文科省が本年6月に不登校に関する調査研究協力者会議という、重々ご存じだと思うのですが、報告書の中に、今後の不登校児童生徒への学習機会と支援の在り方についての通知なのですが、不登校の要因や支援、ニーズは多岐にわたり、その全てを学校、教育委員会のみで担うことには限界があるのではないかとというふうに述べています。

ですので、いろんな考え方があると思いますので、その文書の中にも、いろいろな形で支援を行っている、今、親たちも口にするようになったのですけれども、フリースクールというところの名前も聞こえてくるようになったのですけれども、その文科省の文書の中にも、そういったところとの連携について、そこも図るような通知があるのですが、そこについてはどういったふうに教育委員会では捉えているのかお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

吉野教育長。

教育長（吉野新平君）

フリースクールの話は、私のほうも存じております。

それで、町として考えますのは、やはり学校との関係を切らしたくないというのが一番でございます。例えば、民間の方がそのような居場所づくりをしていただくということは、とても素晴らしいことだと思いますが、一方で、不安になるのは、そこで安心してしまって、学校に全然向かなくなるということがとても学校としても不安だし、学校と切れてしまうことが不安です。もちろんそのようなフリースクールであれば、かなり学校と関係機関と連携している組織になると思います。事、平泉に限った場合、やはり今お話ししたとおり、例えば、全く家から出ない子供についてまず1歩出そうと、そのためのエピカとして考えていきたいし、そのエピカについて、地域の方もその子供たちの様子を見に来たり、それから、何か活動したときに手伝ってくれたりすればとてもいい環境になるのかなと思います。

例えば、エピカとも話をしている中で、学期に1回とか、2か月に1回とか、エピカ主催でその不登校の子供たちと体験活動を実施してもいいのですよねというような提案もしていただいております。例えば、その体験活動を実施するときに、お手伝いとして教職員が来るだけではちょ

っと少ないですので、そういうようなお手伝いの方を募集したりということで、エピカを中心に広がっていただければいいのかなというような考えで今おります。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

本当に不登校の問題は、コロナ禍という今の困難な状況の中で、本人はもちろん、親たちを支援するためにも、十分な配慮をした上で社会全体で考えていかなければならないのではないかな、そういう段階に来ているのではないかというふうに思うわけです。それで、町の将来にとっての宝物である子供たちについて、前回の質問にも入れましたが、コミュニティ・スクール、要するに地域で子供たちを見守るといような、そことの通じるものもあると思いますが、そういう形で支援していけるような平泉町の在り方、そこをぜひ期待したいと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

それでは、次の質問、最初の質問になりますが、令和5年度予算の編成方針についてということで、1つ目の人件費ということにつきましては、過去にも質問したことがございますが、やはり職員一人一人に期待するものということで、平泉町の特殊事情とか、そういうことを鑑みた上でこの人件費なのかなと思うわけですが、今、本当に困窮世帯が増加している中で、そこもやっぱり考えていかなければいけないのではないかなと思いますし、現在の状況を見ると、時間外勤務の増加など、職員の働き方改革的なところは進んでいるのかな、どうなのかなというふうに見ているのですが、抑制についてのお考えをもう一度お願いしたいと思います。

議長（高橋拓生君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵嘉之君）

今のご質問の中でいろんな困窮世帯のお話もありましたけれども、特に職員については、働き方改革を令和2年度から進めている中で、月45時間以内というような一定のこの基準の中で、極力勤務時間内でいろんな業務をこなそうということで、いろいろ各部署でそういう業務の配分であったりとか、年度途中においても、いろいろ見直して協力体制を取ったりしてというようなことなのですが、実態としましては、時間外は増えているというような状況であります。

その事情といたしまして、やはりコロナウイルス感染症の蔓延というような特異なこの状況がございますので、これによって、それに対応する業務が増えているということでございます。集団ワクチン接種はじめ、それ以外にもいろんな生活者とか事業者への給付金とか支援というようなことが行われている中で、それを時間内でこなすことが難しかったり、さらには、このウイルス自体に感染する職員であったり、あるいは、ご家族が感染して自宅待機を余儀なくされたりといったような現状で、それをカバーするために周りの職員であったり、あとは、復帰後の職員が負荷がかかりながら時間外をしているというような現状にはあります。

これを解消していくということについては、このコロナ禍においては、まずは業務の継続とい

うことが大事でありますので、その辺は、先ほど申し上げたとおり、協力体制を取ってということにはなるのですが、根本的な解決方法としましては、やはりその業務自体に係る時間の見直しと申しますか、ICTと先ほどありましたけれども、DX、デジタルトランスフォーメーション、こちらの取り組みを進めまして、根本的な話ですけれども、それぞれ業務自体を見直す中で、その1つの業務にかかる時間が低減化するというようなところで、それをさらに住民サービスの別な業務に職員が充てられるというような形で、さらには、その時間外も減らしていくというような方向で取り組んでまいりたいというふうに考えております。

議長（高橋拓生君）

升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

DXというそういった形を活用しながら、働き方について改善していただくような方向性を取っていただければと思います。

2番目の下水道事業、農業集落排水事業につきましては、令和2年度からの公営企業化によりまして、今までは繰入金という形で入っていった部分が、出資金、補助金としての品目が変わったわけですが、令和2年までの増加から、令和3年度には補助金の減によって、支出の総額は減額になっているようですが、今年度、令和4年度で下水道事業も終了するというところで、かなり大きな値を占めている補助金について、維持管理、あるいは施設の老朽化とか、そういった要因があると思うのですけれども、そこを今後どういった形で抑制していく考えなのかお願いしたいと思います。

議長（高橋拓生君）

岩淵建設水道課長。

建設水道課長（岩淵省一君）

今後の維持管理費につきましては、令和3年度ベースで推移すると見込んでおります。ただ、経費節減ということから考えましても、維持管理費の効率化、また、管渠の適正な維持管理に努め、経費の節減に努めてまいりたいと考えております。

議長（高橋拓生君）

升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

この繰り出しは、総務省が規定している基準というのがございますよね。その基準内になっているのか、基準外なのか、それはどういうふうになっているのでしょうか。

議長（高橋拓生君）

岩淵建設水道課長。

建設水道課長（岩淵省一君）

一般会計からの補助金、令和3年度になりますが、補助額が1億4,283万8,000円でありました。そのうち基準外として繰り入れた額につきましては、2,434万8,000円であります。

議長（高橋拓生君）

升沢博子議員。

1 1 番（升沢博子君）

ということは、基準内だけには収まり切れていないということですね。これからの長期的な見通しについては、どういうふうにお考えでしょうか。

議長（高橋拓生君）

岩渕建設水道課長。

建設水道課長（岩渕省一君）

長期的な見通しにつきましては、起債を借入れして事業を行ってまいりました。その起債償還元金利子が減少してくることにより、補助金額は減少に向かうものと考えております。

議長（高橋拓生君）

升沢博子議員。

1 1 番（升沢博子君）

分かりました。やはり下水道事業に占める割合、公営企業化によってその効果が出るということを期待して、次に移りたいと思います。

地方公会計制度による財務諸表が公開されておりますが、事業別コスト計算書は、身近な行政サービスの提供について、1年間のコストとそれがどのような収入で賄われたか、また、利用者1人当たりなどの単位コストが幾らかなど、これは明らかにするものだと認識しています。この事業別は行っていないということですが、将来的にコスト意識を持つためにも、やはり必要なことだと思いますが、そこについてももう一度ご答弁いただけますか。

議長（高橋拓生君）

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕嘉之君）

おっしゃられるとおり、やはりその一つの事業をやった際に、その事業の効果だけではなく、どれくらい投資しているかというような費用対効果、総合的な評価というのが必要なわけでございまして、そのためにもそういう事業コストというような捉え方が必要かというふうに思います、根本的には。

現在は、政策評価とか、あとは事務事業評価というような形で、事務事業評価の中で相対的にこの事業がどれくらいかかっているか、その事業内容はどうかというか、それについて予算編成の方針とも関わるのですが、次年度以降にその事業を継続するべきか、拡大すべきか。あるいは、他の事業と統廃合して、また、新たなスタイルで実施するかというようなことをまず検討していく形で作っております。それをまた決算書という形と比較しまして、いろいろ監査を受けたり、あとは、行財政改革の外部の町民の委員の方にもチェックしていただいて、それを最終的には事務事業評価の結果といったものとか、行財政改革についての状況についてお知らせしていると。町民については、決算の状況についてはお知らせはしているのですが、先ほどのようなご質問のとおり、一つの事業についてどうなのか、事業効果はあるけれども、お金のかけ過ぎではないかといったようなことも、そういう計算方法を使えば算定はできます。

ただ、これにとられ過ぎて、これに作業であまりにもかけ過ぎて、本来の目的を失うということがないように、その先にある活用、あるいは、町民の方に公開して、このように健全な行財政運営を行っているといったような形での活用について必要だというふうに考えておりますので、今後、他の自治体の動向も確認しながら研究して、公表するというような形になるかどうかは今後考えてみたいというふうに思っております。

議長（高橋拓生君）

升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

公表している自治体ののを見ても、非常に分かりやすく、住民が分かるような形で公表しているところが見えます。ただ、それを作って活用しなければ無駄なものになるというのは分かりませんが、やはりそこまで町民が常に見られるという状況に持っていく必要があるのではないのかなというふうに思ったところです。

それでは、最後の質問になりましたけれども、今回、令和5年度予算ということで、重点的な目標ということで町長がもう示されています。町長も3期目の中で、第6次総合計画に沿って3つの重点目標というふうに話されております。やはり今のこういった状況の中で、財源をつけないければその事業は、財政民主主義といいますか、そういうふうに執行できないわけでありまして、特にも町長自身がこれだけはこのところを、今の段階で具体的なあれはないとは思いますが、そこを町長からお話伺っておきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（高橋拓生君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

先ほど様々な財政についてのご質問もありましたが、いずれいろんな角度から精査していかなくてはならない。ただ、プラスマイナス、プラスになったからいいのだという、そういう事業の判断ではなく、たとえマイナスであっても、そこを町民にしっかりと説明するというのが大事なところだと思います。やっぱり精査する、ただ単純にプラスになったから、マイナスになったからというだけではなく、たとえマイナスになっても、またプラスになってもですけども、ここはこういうふうに効果的に、今後、この施設であり事業を活用しながらやっていくのだということをやっぱりしっかり公表していくといいますか、説明するというのは大事なことだと思っております。

そういった中では、やはり事業評価というのは大変重要でありますし、なおかつ今こういった財政を組むときに、「入るを量りて出づるを制す<sup>い</sup>」という言葉がありますけれども、というように、やはり財源確保というのは、決算審査でも答弁させていただいたように、今後、大変大事なところになっていくというふうに思います。

大型事業を今までやってきましたが、それを負担していくのも出てきますし、なおかつ今後、スマートインター周辺の開発であったり、世界遺産の町平泉をさらにこのコロナ禍、まだ後になっていませんけれども、しかし、コロナ禍と一緒にやはり今後、地方自治は動いていかなくては



ならないというふうに思っております。そういった意味では大変難しい判断を迫られることが日々続くというふうに思います。それをやっぱり明確に出していく、そして、ご支援もお力添えもいただくということは、今は私として大変重要なことであります。

先ほど重点的な施策を3つ述べさせていただきましたが、それを一つ一つ細分化して、そして、総合的に判断をしながら、今後、総合計画に基づきながら、照らし合わせながら、なお行政運営をさせていただきますので、よろしくご支援、ご指導を賜りたいというふうに思います。

議長（高橋拓生君）

これで升沢博子議員の質問を終わります。

暫時休憩といたします。

---

休憩 午前 11時59分

再開 午後 1時00分

---

議長（高橋拓生君）

それでは、再開いたします。

通告2番、大友仁子議員、登壇質問願います。

1番、大友仁子議員。

1 番（大友仁子君）

通告2番、公明党、大友仁子でございます。

2点にわたって質問させていただきます。

1番、近年、大規模地震や大規模水害など想定を超える自然災害が頻発化、日常化しております。こうした自然災害に対して避難所を開設する場合には、新型コロナウイルス感染症の影響が広がる状況を踏まえ、感染症への対策に万全を期すことが重要となると思われまます。発生した災害や被災者の状況等によっては、避難者の収容人数を考慮し、過密状態を防止するため、あらかじめ想定した指定避難所以外の避難所を開設するなど、通常災害発生時よりも可能な限り多くの避難所の開設を図る必要があると思われまます。また、避難所における感染症リスクを下げるためのスペースの利用方法など、コロナ禍における避難所運営の在り方について具体的に質問させていただきます。

（1）番、避難所として開設可能な公共施設、ホテルや旅館等の活用について伺います。

（2）番、避難所が過密状態になることを防ぐため、可能な場合は親戚や知人の家等への避難を検討するよう周知すべきと考えまます。その上で、分散避難によって災害物資の届出先が増えるため、どのように対応するのかわかいます。

（3）番、避難所内の十分な換気やスペースの確保、避難所全体のレイアウト、感染症対策に配慮した避難所運営の在り方について見解を伺います。

2番、学校での心肺蘇生教育の普及推進及び危機管理体制について伺います。

突然の心停止から救い得る命を救うためには、心肺蘇生、AEDの知識と技能を普及する必要

があり、学校での心肺蘇生教育はその柱となるものであります。我が国では平成16年にAEDの使用が認められて以降、急速にその設置が進み、AEDの使用によって救命される事例も数多く報告されております。学校における心肺蘇生教育の重要性についての認識は広がりつつあります。平成29年3月に公示された中学校新学習指導要領保健体育科の保健分野では、応急手当を適切に行うことによって、障害の悪化を防止することができること、また、心肺蘇生法などを行うことと表記されているとともに、同解説では、胸骨圧迫、AED使用などの心肺蘇生法、包帯法や止血法としての直接圧迫法などを取り上げ、実習を通して応急手当ができるようにすると明記されております。

しかしながら、全国における教育現場での現状を見ると、全児童生徒を対象にAEDの使用を含む心肺蘇生教育を行っている学校は、平成17年度実績で小学校で4.1%、中学校で28%と非常に低い状況にあります。

そこで伺います。

(1) 番、学校におけるAEDの設置状況について伺います。

(2) 番、教職員へのAEDの講習の実施状況について伺います。

(3) 番、小中学校における児童生徒への心肺蘇生教育の現状について伺います。

質問は以上であります。ご答弁よろしくお願い申し上げます。

議長（高橋拓生君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

大友仁子議員からのご質問にお答えをいたします。

コロナ禍における避難所運営の在り方についてのご質問であります。

初めに、避難所として開設可能な公共施設、ホテルや旅館等の活用についてですが、国の防災基本計画には、「市町村は指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。特に、要配慮者に配慮して、被災地域以外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。」と記載されているところであります。

現状では、開設予定の避難所が量的に不足していないと思われませんが、被災状況によっては避難所の開設期間が長期に及ぶ場合も想定されますので、バリアフリーの観点や衛生面からも要配慮者にとって安心安全な避難所の開設に備え、受入れ可能な施設の把握に努めてまいります。

次に、親戚や知人の家等への分散避難についてであります。コロナ禍におきましても、災害時には危険な場所にいる方は避難するというのが原則であり、避難所に大勢の避難者が集まることによって密集状態となるために感染症が発生しやすい環境となることが懸念されますので、在宅避難や親戚、知人の家へ避難する分散避難は有効な避難手段と考えております。

これに伴う家庭への災害物資の配達についてですが、基本的には各家庭での備蓄品で対応していただくことを想定しておりますが、災害の状況によって物資の配達が必要となる場合に備え、

関係機関との連携を視野に対応策を検討してまいります。

次に、感染症対策に配慮した避難所運営の在り方についてであります。専用の滞在スペースやトイレの区分を行い、避難所を運営する職員についても担当者を専用ゾーンに配置し、その他の職員は専用ゾーンに立ち入らないよう対応することなどが求められます。また、避難所という密集状態になりやすい空間で、避難者はもちろんのこと、職員の感染にも注意が必要でありますので、簡易テントや間仕切り段ボールを活用し、定期的な換気や消毒の徹底といった基本的な感染症対策を講じながら、感染拡大防止を講じる考えであります。

感染症の蔓延期において、避難所内での感染拡大が生じることがないように避難者の共通理解と協力を得ながら、基本的な感染症対策を行うことが重要であると認識しておりますので、あらかじめ避難所におけるマスクや消毒液、パーティション、段ボールベッドなどの必要な物資を確保しておくことなど、避難所運営に向けた事前準備を進めてまいります。

あわせて、保健センターや町民福祉課など、実際に避難所支援を行う関係課と連携を図り、平時から災害発生を想定した準備対応を進めてまいります。

私からは以上でございます。

議長（高橋拓生君）

吉野教育長。

教育長（吉野新平君）

大友仁子議員からのご質問にお答えします。

学校におけるAEDの設置状況についてのご質問がありました。

心停止の可能性がある者を発見した場合に、速やかに適切な対応を行えるよう幼稚園を含む町内全ての教育施設にAEDを各1個ずつ配置しております。幼稚園においては職員室内、小中学校においては体育館の入り口など、見やすく、かつ、すぐに使用できる場所に設置しております。

次に、教職員へのAED講習の実施状況についてのご質問がありました。

教職員へのAED講習の実施状況につきましては、幼稚園と両小学校においては消防署から職員の方を招き、AEDを使用した心肺蘇生の講習を行っております。特に両小学校においてはプール学習の前に、教職員だけでなく、PTA会員やプール監視員を務める保護者等にも参加いただき、実技講習を行っております。また、中学校におきましては、教職員の一斉講習は実施しておりませんが、体育担当教員や養護教諭など必要に応じて個々に専門的な実技講習を受講しております。園児、児童、生徒の命を守るためにも、今後とも教職員の研修の充実に努めてまいります。

次に、児童生徒の心肺蘇生教育の現状についてのご質問がありました。

まず、小学校学習指導要領においてAEDや心肺蘇生に関し明記はされておきませんが、保健の教科書に「けがの手当」の単元の発展的な内容として、「心肺蘇生とAED」という記載があります。これは、AEDの使用法や心肺蘇生法について具体的に触れているのではなく、あくまでも「救急車が来るまで応急手当をすることで命が助かる可能性が高まる」ということを理解させるものです。つまり小学校においては、実際にAEDを使用したり心肺蘇生法を行ったり

することよりも、むしろ「近くの大人に助けを求める」という部分に重きを置いています。

次に、中学校学習指導要領には応急処置と心肺蘇生法についての記載があり、教科書では心肺蘇生法の手順やAEDの使用方法について具体的に指導することとされています。平泉中学校におきましては、今年度11月に第2学年の保健の授業の中で消防署職員を招聘し、AEDの使用方法や心肺蘇生法について、人形を使用しての実技研修を実施したところです。

児童生徒への心肺蘇生教育について、小学校では「大人に助けを求めること」「応急手当ての大切さ」に触れ、中学校では「心肺蘇生法の方法とAEDの正しい使い方の理解」について具体的に学ぶことで、いざというときに活用できる実践力が身につくものと考えます。

このことから、当町といたしましては、今後も発達段階に応じ学習指導要領に沿った指導・実習を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

議 長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

1 番（大友仁子君）

それでは、再質問させていただきます。

初めに、1番目のコロナ禍における避難所運営の在り方についてであります。1番の避難所として開設可能な公共施設、ホテルや旅館等の活用についてであります。

可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知することと伺いましたが、実際ホームページやアプリケーションを見られないお年寄りの方が多数いると思うのですが、この辺はどのように周知するのでしょうか。伺います。

議 長（高橋拓生君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵嘉之君）

アプリケーション等に限らず、まずは防災行政無線で必要な情報で避難を呼びかける。避難指示という形で、特にも土砂災害とかが押し迫っているような地域には、防災無線だけではなく、場合によっては直接的に呼びかけも必要であろうというふうに思いますが、今のご高齢者というような、アプリケーションというものに不慣れな方もいらっしゃいますので、いろいろな情報手段を活用しながら避難は呼びかけてまいりたいというふうに考えております。

議 長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

1 番（大友仁子君）

今おっしゃられたいろいろな情報、手段は具体的にどのような周知をするのでしょうか。

議 長（高橋拓生君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵嘉之君）

具体的には、情報、メディアです。実際に災害情報を地域の報道機関とか、例えばテレビとか

ラジオとか、そういったものも含めて、平泉町のこの地域に避難指示が出ているといったような情報を、そういった情報も含めてお知らせするというようなことでございます。防災無線、それから、Ｌアラートといいまして、ローカルな災害情報の発信、それがつまりはテレビとかラジオとか、そういう伝達手段ですし、あとは緊急メールです。メールを使える方もいらっしゃると思いますし、そういうような手段。場合によっては、先ほど申し上げたとおり、その地域の方に呼びかけながら、自主防災組織などの協力を得ながら避難指示を促していくというような形で、その際は実際に避難所での受付で、その地域の方が避難しているかどうかの確認を行いながら対応するという、具体的な形ではそういうことで考えております。

議長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

1 番（大友仁子君）

その上で、答弁の中に、要配慮者とあったのですけれども、要配慮者とは具体的にどのような方々を指しますでしょうか。

議長（高橋拓生君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵嘉之君）

ご高齢の方、妊婦の方であるとか、障害を持たれている方、それ以外にも、いろいろな事情ですぐに避難ができないようなそういう方を含めて、要配慮者という捉え方をしております。

議長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

1 番（大友仁子君）

では、そういう方々の名簿化はなさっていますでしょうか。

議長（高橋拓生君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

要配慮者、避難行動要支援者というふうなことになりますが、現在は、今、手元に資料を持っておりませんが、たしか380人ぐらいの方が名簿登載になっております。その方々に対して災害が起きた場合には、まず第一線として、見守りをしている民生委員さんとか区長さん、そういった方々、特に民生委員につきましては、名簿の作成に携わっておりますので、地域からこういう人たちがなかなか避難が難しいというような名簿を持っておりますので、そういった関係組織とかに連絡をしまして、いち早く今の避難場所、例えば新たに設置するような場所も含めてお知らせをして、避難支援をしていただくというように考えているところでございます。

議長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

1 番（大友仁子君）

その方々の優先順位とかは決まっていますでしょうか。

議長（高橋拓生君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

優先順位につきましては、名簿登載をする際に、介護、例えば4以上とか、それから、障害の場合には1級以上とかという方々を対象に名簿に載せております。その状況につきまして、必ず、では介護者4の方からということではなくて、地域の実情を知っている皆様に手分けをしていただいて、可能な限り自分で移動ができない方々についてはその支援をしていただくということで、必ずこの順番というふうな決まりは定めているものではございません。

議長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

1 番（大友仁子君）

また、平泉町ではホテルや旅館は限られておりますが、今現在、そういう災害が起きた場合に、その受入体制とかの提携、連携はどうなっていますでしょうか。

議長（高橋拓生君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵嘉之君）

現在のところ、具体的な協議というのは今まで行われておりません。今、宿泊施設で避難所としてすぐ開設が考えられますのは、町で所有しております、指定管理をしておりますが、浄土の館は開設という形は可能かと思いますが、それ以外のホテル、宿泊施設等につきましては、今後そういう場合に備えまして、連携協定と申しますか、災害協定といったことを視野に、そういう配慮者が優先的にそういうところで過ごせるような、そういったことへの理解をいただきながら、官民挙げて災害に備えるといったことが必要ですので、今後働きかけをしてまいりたいというふうに考えております。

議長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

1 番（大友仁子君）

それは早急にやられたほうが良いと思います。

また、ホテルや旅館では、さっき答弁にもありましたが、バリアフリーだったり、でなかったりもあると思うので、ぜひ確認をしていただいて、本当にここが要配慮者が入れる施設なのかどうかを確認していただきたいと思います。

次に、（2）番の分散避難について伺います。

基本的には、皆さん家庭でそれぞれ備蓄をしているかとは思いますが、ただ、災害というのは突然来るもので、災害の状況によっては物資の配達が必要となる場合に備え、答弁ありました関係機関と連携すると伺いましたが、この関係機関とはどこの機関のことでしょうか。

議長（高橋拓生君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩渕嘉之君）

まず、ご質問の常日頃の備えということから申し上げますと、防災マップを、ご承知のとおり、各戸に配布させていただいています。その中で、まず日頃から非常の持ち出し品であるとか、非常用の備蓄品、こちら飲料水を含め、非常食品については3日程度のもを用意していただいたり、これは自宅での避難に備えてというようなことになるわけですが、こういった形で町民の方に日頃の準備を呼びかけております。こちらの啓発も、1回配布しただけではなくて、自主防災組織あるいは勉強会等があれば、そちらのほうでも定期的にお知らせして、こういう啓蒙を図って、実際にローリングストックという、食料品を食べたら買い足すというような方法など、町婦協の方々もいろいろ研修会で勉強なされております。そういった町民の方にまずは用意していただくということを基本としながら、避難所におきましても備蓄品、食料品も3日程度の方は用意しておりまして、それ以外に避難が長期化する場合において、先ほどの関係機関、県、国のほうと確認をしながら、後方から支援していただくというような、食料品も含め、いろいろな備蓄品が尽きてしまった場合に備えて、そういう確認を事前に行っておき、さらにそういう事態が生じましたら、そういう見通しを立てて、その時点で連携を図ってまいりたいというふうなことでございます。

議長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

1 番（大友仁子君）

平時から災害発生を想定した準備対応を進めると伺いましたが、今現在どのような備蓄状況でしょうか。伺います。

議長（高橋拓生君）

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕嘉之君）

食料品に関しましては、今、3日程度というお話をしましたけれども、毎年度購入をしておりますので、といたしますのも、保存年限等がございますので、例えばドライカレーとかチキンライスといったもの、すぐ容易に食べられるものです。こういったものも含めて、あとはもちろん飲料水につきましても、必要な500ミリリットルのペットボトルを用意しておりますし、それから、乳幼児のための液体ミルク等も用意しておりますが、いずれ開設後3日間程度は対応可能な量を道の駅の倉庫のほうに備蓄しております。

議長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

1 番（大友仁子君）

本当に災害というのは、いつ、どこで起こるか分からない状態です。この間、新聞に載りましたが、政府は北海道と東北の太平洋沖の日本海溝・千島海溝沿いでマグニチュード7以上の地震が発生した場合、その後の巨大地震の発生に注意を呼びかけました。北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表になりました。日本千島海溝沿いの巨大地震については、政府の中央防災会議が昨

年12月に被害想定を公表しました。日本海溝沿いで想定する最大の地震はマグニチュード9.1、千島海溝沿いではマグニチュード9.3で、東日本大震災を上回る最悪のケースで、死者はそれぞれ19万9,000人に上ると載っていました。平泉町の場合は内陸で、津波とかないわけですが、地震で火事になる想定はあると思うので、いつ災害が起こっても大丈夫なようにしていただければと思います。

私、議員になって2年半過ぎました。なかなか2年間はコロナで研修視察行くことができなかったのですが、先々月、今年の10月に産業建設常任委員会で釜石、大槌のほうへ研修視察に行っていました。大槌ではすごい津波の災害がありまして、語り部の若い女性の方に旧大槌町役場にて説明を受けました。すごいショッキングでした。自治体職員は公務員として本当に住民の命を守りながら、また、職員の命も守らなきゃならないという、しかも自らの命も守ることへの葛藤と言っていました。その葛藤の狭間で、役場職員139名中40名が津波で流されたと言っていました。大槌町のように、いつ、誰にどのような形で震災が襲ってくるか分かりません。常に自分事として捉え、逃げるという行動に移すことが大切だということをしっかり学ばさせていただきました。平泉町としても、災害現場での対応の中で自治体職員の命を守る対策というのはどのようなになっておりますでしょうか。伺います。

議長（高橋拓生君）

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕嘉之君）

私どもは平泉町職員として、まずは町民の命、財産を守るために、災害が発生すれば初動対応を行うと。それは災害警戒本部であるとか、災害対策本部をしっかりと体制を整えて、必要な情報、調査をして、危険な場所があれば避難を呼びかけるといったような情報伝達、それから、通報があれば、そこに調査に行ったり災害対応するというような使命がございます。それとても、職員がまずは自らの命を確保するというところが必要でありますから、その点につきましては、防災の研修会の中で常日頃からそういった考えの下で取り組んでいきたいというふうに思っております。まずは災害が発生した場合に、例えば地震であれば震度によって、すぐ役場のほうに招集する範囲が決まっております。これにつきましては、組織が変わった人事異動の年度の当初に、各課ごとにその連絡体制を確認しております。つまりは、誰に連絡をして、どういう対応を行うかというのを常に確認しています。それは地震とか火事とか、いろいろ気象情報によるものとか、そういった形で連絡する体制が整っておりますので、その中で安否確認というのはできます。議員おっしゃられるとおり、町民の命を守るためには、まず我々がそういういろいろな危険についての予備知識といったものは持っておかなければいけませんので、そういう意識を高く持って、防災についても町民の方に意識を啓発できるように、普及啓発に職員一丸となって取り組んでまいりたいというふうに思っております。

議長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

1 番（大友仁子君）



よろしく願い申し上げます。

次の質問に移ります。

AEDの設置状況について伺います。

幼稚園においては職員室内、そして、小中学校においては体育館の入り口に設置していると伺いましたが、日本循環器学会における提言によると、「学校での心臓突然死ゼロを目指して」の中に、学校内のAEDの設置推奨場所が示されております。AEDの配置に当たっては、使われる可能性の高い場所からのアクセスを意識する必要があるとされて、小学校、中学校内の心停止発生場所として、グラウンドが53%、プールが19%、体育館が13%と運動に連動した場所で起こっていることから、運動場所を意識したAED設置場所を強く推奨されております。各学校において、現在設置している場所で本当にいいのか、改めて点検を行っていただきたいと思いますが、この件でご所見をお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉数馬君）

ただいま各学校におけるAEDの設置場所についてというようなことでのご質問がありました。

先ほど教育長が申したとおり、各学校におきましては、1台ずつ体育館の入り口のほうに設置してございます。それで、AEDの使用というようなところで、比較的心停止が起こりやすいと言われておりますスポーツ活動時にすぐAEDが使用できるようなところで、体育館の入り口というようなところで各学校のほうに設置してございます。

それで、一般財団法人の日本救急医療財団から出されておりますAEDの適正配置に関するガイドラインによりますと、心停止の大半に対して、心停止発生から、長くても5分以内にAEDを装着できる体制が望まれるというようなこととされているところでございます。それで、学校のほうに確認はしてみたところ、学校によっては校内電話というようなところもございまして、すぐに職員室等に連絡してというようなところで、5分以内にそのようなAEDの使用は可能ではないかというようなところでも学校のほうから一応確認は取っているというふうなところがございますので、学校に設置するAEDの数等につきましては、現状のものでいいのではないかと考えてございます。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

1 番（大友仁子君）

また、AEDの設置場所については、教職員や児童生徒全員が知っておくということはもちろんなのですが、保護者の方であるとか、あと来校された方にも分かるように、いろいろと工夫をしていただきたいと思います。例えば、AEDの設置場所を示す看板とか、看板にラミネートを貼るとか、それで掲示をしていただきたいと思いますが、そういう考えはありますでしょうか。

議長（高橋拓生君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉数馬君）

AEDの設置場所についての掲示というようなところのご質問かと思えます。

現在、各学校におきましては、AEDの設置場所には使用方法等のラミネートしたものは貼ってはありますけれども、設置場所に関するものについては、特に学校のほうでは示してはおりませんので、そちらに関しましては、今後、学校と相談しながら検討してまいりたいと思えます。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

1 番（大友仁子君）

どうしてもスポーツを通しての心肺停止が多いと思うのです。そして、休日や夜間に体育館やグラウンドにおいて活動を行う部活動や少年サッカー、少年野球、また、地域の方が行うスポーツなどの活動中の心停止にも対応できるよう配慮していくことも必要ではないかと考えます。部活動など休日や夜間の活動に対応する観点から、AEDを屋外に設置する考えはないでしょうか。伺います。

議長（高橋拓生君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉数馬君）

ただいま屋外にAEDに設置してみてもどうかというようなご質問かと思えます。

現在、体育館の入り口というようなところで、各学校の体育施設につきましては、学校開放しているというようなところもございまして、夜間等の学校開放時におきましては、室内の分でAEDを使用できると、誰もが使用できるというような状況にはなっておりますが、グラウンド等を使用している場合のAEDの使用というようなところになりますと、屋外のほうには現在AEDのほうは設置していないというような状況もございしますので、その点につきましては、今後検討させていただきたいと考えてございます。

以上です。

議長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

1 番（大友仁子君）

検討していただきたいと思えます。

教職員へのAED講習の実施状況なのですが、実際に今まで、分かる範囲でいいのですけれども、AEDを使用したケースはあるのでしょうか。

議長（高橋拓生君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉数馬君）

今までAEDのほうを使用したことあるかというようなご質問かと思えますが、教育委員会で承

知しているところは、今現在はないというような状況でございます。

以上です。

議長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

1 番（大友仁子君）

AEDが設置されていたにもかかわらず、それが適切に使われずに失われた命もあるみたいで  
す。平成23年9月に、さいたま市の小学校6年生の女子児童が駅伝の練習中に倒れて保健室に運  
ばれましたが、教員らは呼吸があると判断し、心肺蘇生法やAEDを使用しませんでした。しか  
し、約11分後の救急隊到着時には、心肺停止となっていました。呼吸があるように見えたのは、  
心停止後に起こる死戦期呼吸であった可能性があったとのこと。中学校では教職員の方々、  
講習なさっていないと伺いましたが、今後一斉講習も考えてみてはどうでしょうか。伺います。

議長（高橋拓生君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉数馬君）

教職員に対する講習というようなところでございますが、現在、小学校につきましては、プー  
ルが始まる前に教職員とPTAさんなり、あとは監視員等々と講習のほうを実施しているところ  
ではございますが、中学校の教職員におきましては、現在、養護教諭なり、体育の担当の先生に  
つきましては、実際に講習等は受けておるのですが、教職員全員となると、中学校のほうでは講  
習は受けていないというようなところでございます。それで、今後、いずれ中学校のほうにも全  
教職員が講習を受けられるようというようなことで、今後検討してまいりたいと考えてございま  
す。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

1 番（大友仁子君）

ぜひ検討していただきたいと思います。

児童生徒への心肺蘇生教育の現状についてであります。子供たちのいじめや自殺が増えてい  
ます。AEDや心肺蘇生法の講習を授業で行うことは、人を助けることの意義や真剣な救命行為  
に接することになり、命の大切さを子供たちが学ぶきっかけになると思います。救命行為を学び、  
子供たちが命を粗末にする行為を行わなくなることを願っております。そして、子供たちがA  
EDを含む心肺蘇生法を学校で習得することによって、将来多くの人が救命活動を行うことができ  
る社会、人の命を大切にする社会がつけられると思いますが、この件について見解をお願いいたし  
ます。

議長（高橋拓生君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉数馬君）

中学生のほうには、保健の授業の中で心肺蘇生法なり、また、あとはAEDというようなところで、先ほど教育長が申したとおり、今年度の11月には第2学年が保健の授業の中で消防職員から実際に人形を使って、そのような実習等を行ったということでございます。

小学生は高学年が対象になるのかなというところもございしますが、そちらのほうの教育につきましては、今現在実施しているというような状況ではございませんが、今後、高学年に心肺蘇生、AEDの使用方法等につきまして、実際に本当に内容が理解できるのか、または行う能力があるか、あとは児童の心の負担にならないかというようなところを考慮しながら、今後学校と検討をしてみたいと考えてございます。

以上です。

議長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

1 番（大友仁子君）

心臓突然死は、いつでも、誰でも、どこにでも起こる可能性があります。直前まで元気だった人が、スポーツをしているさなかに心室細動を行うことがあります。平成14年に亡くなられた高円宮殿下も、スカッシュの途中で心室細動を起こしたことが原因でした。サッカーでも国際試合の最中に倒れて亡くなったカメルーン代表のフォエ選手は、心室細動を起こしたと推測されております。また、東京マラソンで倒れた人がAEDで救命されたり、野球のボールが胸に当たって心臓振盪を起こした高校生がAEDで救命されたという報道もありました。周りに人がたくさんいて、しかも倒れる瞬間が目撃されるような例では、救命できる可能性が高いと思われまますので、ぜひAEDの推奨を図っていただきたいなと思います。

質問は以上であります。

議長（高橋拓生君）

これで大友仁子議員の質問を終わります。

暫時休憩といたします。

---

休憩 午後 1時44分

再開 午後 1時58分

---

議長（高橋拓生君）

再開いたします。

通告3番、稲葉正議員、登壇質問願います。

2番、稲葉正議員。

2 番（稲葉正君）

通告3番、稲葉です。

3項目について質問いたします。

項目1、水道事業について。

- 1 点、人口減少等による給水収益の減収状況にあると思いますが、その状況について。
- 2 点、老化水道管や施設の更新及び漏水に係る費用の推移について。
- 3 点、災害等に備えるための財源確保について。
- 4 点、一関市では10月使用分から段階的に15%程度水道使用料を引き上げますが、平泉町では水道使用料の引上げの考えはあるか。

項目2、花立ため池について。

- 1 点、倒木により、隣接する住民は命の危険にさらされておりますが、対策について。
- 2 点、防火用水と農業用水に使用しておりますが、花立ため池をなくし、防火用水は観自在王院や無量光院の池で、農業用水は照井堰で賄えると思いますが、見解は。
- 3 点、世界遺産金鶏山に含まれている花立廃寺に関連しておりますので、花立廃寺史跡公園として整備する考えはあるか。

項目3、ガイダンス施設への連絡通路について。

今も伽羅御所跡看板から東へ進み、ガイダンス施設への登り口がないため引き返してくる観光客が後を絶ちません。連絡通路を早急に整備する考えはないか伺います。

質問は以上となります。ご答弁のほどよろしくお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

稲葉正議員からのご質問にお答えをいたします。

水道事業についてのご質問がありました。

初めに、人口減少等により給水収益の減収状況についてお答えをいたします。

上水道事業の給水収益は、令和3年度は約1億3,348万円であり、平成28年度と比較して約1,320万円の減少、簡易水道事業の給水収益は、令和3年度は約5,903万円であり、平成28年度と比較して約60万円減少しております。上水道事業、簡易水道事業の給水収益は、人口減少による水需要の減少、節水意識の定着、トイレや食器洗い機といった節水型機器の普及などにより減少傾向にあります。また、上水道事業は、令和元年度、令和2年度に大きく減少しておりますが、観光客の減少が大きく影響したものと考えております。今後の給水収益の見通しにつきましては、平成27年度をピークに減少傾向にあり、人口減少等に伴い、水需要の減少傾向はさらに強まり、中長期計画の経営戦略では、今後5年間で約3%減少すると見込んでおります。

次に、老朽化水道管や施設の更新及び漏水に係る費用の推移についてのご質問がありました。

老朽化水道管や施設の更新費用は、近年では年間2億円前後であり、漏水に係る費用は、近年では年間2,000万円前後とおおむね横ばいで推移しております。今後の見通しにつきましては、水道事業基本計画では現状規模の約2億円と見込んでおります。

次に、災害に備えるための財源確保の質問がありました。

水道事業は、地方公営企業法により地方公共団体が経営する企業として独立採算が求められるとともに、水道法により長期的な観点から、将来の施設の更新に必要な財源を見込んだ水道料金

の算定が求められていることから、料金改定時には財源確保をするよう十分に検討する必要があると考えております。

また、災害対策のため実施している水道施設の更新及び耐震化に係る事業費は膨大なものであり、健全な経営を維持する上で大きな負担となっております。国の交付金事業等の活用も検討してまいります。

次に、水道使用料の引上げの考えについてのご質問がありました。

人口減少や節水意識の向上により、給水収益は減少傾向にある中で、老朽化が進む施設や水道管の更新、耐震化を行ってきました。今後も水道施設の更新や耐震化の事業は継続され、本町の水道事業を取り巻く環境は厳しさを増してきます。そのようなことから、平泉町第5次行政改革プランでは、令和5年度より水道事業会計の中長期的な経営戦略の見直しを行うこととなっております。その見直しの中で、料金水準の算定と料金体系の設定に基づいた水道料金について検討する予定であります。

続きまして、花立ため池についてのご質問がありました。

初めに、倒木に関する件についてお答えをいたします。

災害を未然に防ぐために、定期的なパトロールによる現地の確認を実施しております。特に地震や大雨後には、迅速に緊急点検を実施し、危険な状況の場合は速やかに対応を実施してまいります。なお、当該地は私有地でありますので、所有者にもご理解いただく必要があると考えております。

次に、花立ため池をなくすことについてのご質問がありました。

花立ため池をなくすことにつきましては、決壊のリスクを除去できることから、下流域の安全・安心の確保をすることができると思いますが、ため池の利用状況などを踏まえ、関係者との協議の下、検討する必要があると考えております。そのような協議や他施設での水源が確保できるかなどについて検討した経緯はなく、現時点ではなくすことができるかは判断しかねるところではありますが、利用状況などの把握に努めてまいります。

次に、史跡公園として整備する考えについてのご質問がありました。

花立ため池につきましては、これまで周辺部を含めてほぼ開発行為がなかったことから、発掘調査などの調査研究は行われておりません。また、史跡整備の計画につきましては、世界遺産委員会の指摘事項に基づき、優先的に無量光院跡を整備し、その次に旧観自在王院庭園の再整備を予定しております。このため花立ため池については、現在、史跡公園として整備する構想はありませんが、埋蔵文化財包蔵地の花立Ⅱ遺跡として現状での保存により文化財としての価値を維持しつつ、貴重な文化財を後世へ受け継いでまいりたいと考えております。

続きまして、ガイダンス施設への連絡通路についてのご質問がありました。

中尊寺通りは、駅から観光拠点に至る散策ルートでもありますが、歩車共存道路として整備されたことにより、歩行者が増加することが予想され、そのことにより伽羅御所跡へ向かう観光客が多くなることが考えられることや、平泉町都市計画マスタープランでは観光回遊の輪を目標としており、ガイダンス施設への連絡通路があれば望ましいと考えております。また、中尊寺通り

からガイダンス施設を結ぶ県道相川平泉線は幅員狭小であることから、連絡通路があれば歩行者等の安全の確保にもつながると考えております。そのようなことから、連絡通路設置箇所は柳之御所史跡公園であり、また、柳之御所遺跡整備計画と整合を図る必要があることから、文化財側と連携しながら設置主体の岩手県教育委員会と連絡通路設置に向けて協議、検討してまいります。

以上であります。

議長（高橋拓生君）

稲葉正議員。

2 番（稲葉正君）

それでは、再質問させていただきます。

まず、水道事業について。

明らかに減収状況にあると思いますが、令和5年度に検討ということは、令和6年度から水道使用料が上がると考えてよろしいのでしょうか。

議長（高橋拓生君）

岩渕建設水道課長。

建設水道課長（岩渕省一君）

平泉町第5次行政改革プランで令和5年度から中長期的な経営戦略の見直しを行うということで、先ほど町長のほうから答弁させていただきました。その中長期計画を策定する中で、財政投資計画という10年のスパンのものを計画をいたします。その中で、投資の部分も含めて、どの程度料金があれば収支のバランスが取れるという検討をさせていただきます。その後に料金改定ということになりますので、その性格によっては6年度からということもあるかもしれませんが、ちょっと考えられませんが、料金据置きということも、それは検討する材料にはなろうかと思っております。

議長（高橋拓生君）

稲葉正議員。

2 番（稲葉正君）

ほかの市町村では15%程度引き上げているところが多いようなのですが、平泉町ではこれから検討ということで、遅れた分だけ、あとほかの要因によって15%では収まらないという事態も起きるのでしょうか。伺います。

議長（高橋拓生君）

岩渕建設水道課長。

建設水道課長（岩渕省一君）

管路更新等は今、非常に重要な課題と捉えております。安定・安心な水を供給するためには、管路の整備というのは計画どおりに進めていかなければならない。しかし、歳入のほうも当然その分は確保しなければならないと考えております。その収支のバランスをいかにどう取るかというのが課題でありますし、今、管路を更新しなければ、将来にわたって負の財産を残してしまう

というのですか、ということにもなりかねませんので、今は今のできることをやっていきたいと考えております。

議長（高橋拓生君）

稲葉正議員。

2 番（稲葉正君）

収支のバランスによりということでしたが、今までの収支のバランスを見て、予測はできないのでしょうか。伺います。

議長（高橋拓生君）

岩渕建設水道課長。

建設水道課長（岩渕省一君）

料金の収入はある程度想定、推定できるかもしれませんが、やはりそこには先ほど言った管路更新をどの程度進めるかによって、また、浄水場の耐震補強工事をどの程度進めるかによって、大きく投資というものが変わってきますので、すぐ計画が策定できるというものではございません。

議長（高橋拓生君）

稲葉正議員。

2 番（稲葉正君）

何から何まで値上がりしている昨今でございますので、電気料も大幅に値上がりするようなことも聞いておりますが、水道使用料を上げる際は、値上げの理由と時期をなるべく早く住民に説明していただきたいと思っております。

では、次に花立ため池について。

農業水利者と消防関係との確認や打合せはどこまで進んでいるのか、お伺いいたします。

議長（高橋拓生君）

岩渕建設水道課長。

建設水道課長（岩渕省一君）

防火用水という関係で、消防関係者とは役場の担当課、総務課とは話したときありますが、その他の例えば消防団とかという方々とはまだ話をしたときもございません。また、農業用水の利用者につきましても、ごく一部の方としか話したときはない状況ですので、今後広く意見をいただくために話をしていきたいと考えております。

議長（高橋拓生君）

稲葉正議員。

2 番（稲葉正君）

いつ頃の時期にやるかという計画はあるのでしょうか。

議長（高橋拓生君）

岩渕建設水道課長。

建設水道課長（岩渕省一君）



防火用水を担当している総務課、または農業受益者を把握できている農林振興課等と相談しながら協議していきたいと思っておりますし、あと住民の方々もご一緒にと考えておりますので、行政区長さんとかとも話をしながら進めたいということで、早めには進めたいなと思っておりますが、いつということではまだ考えておりません。

議長（高橋拓生君）

稲葉正議員。

2 番（稲葉正君）

早急をお願いしたいと思います。

あと、町が所有している池で私有地が年々えぐられていく、浸食しているということは大きな問題だと思いますが、このことについて伺います。

議長（高橋拓生君）

岩淵建設水道課長。

建設水道課長（岩淵省一君）

私有地が浸食されているということではありますが、まだ私たちもその現場を確認はしておりません。ですので、地形図または公図等を用いて、どの程度浸食されているのか、また、どの程度堤防に対して影響があるのか、私有地に対しても影響あるのかということを確認させていただきたいと考えております。

議長（高橋拓生君）

稲葉正議員。

2 番（稲葉正君）

大分時間がたって、話だともう2メートル以上浸食されているということも聞きますので、早急な調査をよろしくお願いします。

次に、史跡公園として整備する考えはないとお伺いしましたが、周りには新興住宅やアパートがありますので、町の整備事業として公園を造り、子育てしやすく、にぎわいの場にするという考えはないか、お伺いいたします。

議長（高橋拓生君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

それでは、総体的にお話しさせていただきますが、今、議員がおっしゃったように、史跡公園、そして、にぎわいの新たな拠点をつくるためにもそういった考えがないかということではありますが、史跡公園を目指しているのは、先ほど答弁でもお話しさせていただきましたが、今、そういった整備を進めさせていただいているところでもあります。ただ、今進めているところが今後まださらに時間を要するわけですが、ただ、花立の議員指摘の場所をそういう史跡公園化にするかということについては、今後様々な観点から議論が必要なことだというふうに思っておりますし、そして、前段の質問にもありましたけれども、やはりあそこを今後、先ほど埋め立ててはどうかとか、そういったご提案もありました。これはやはり地元の住民の方々と新たなあそこを埋める

というお話は、恐らくこの長い何年間の中で、特にここ二、三年の中で初めての提案だというふうに思っております。しかし、そういったことも含めて、本当にあそこを埋めて、そしてさらに別な整備を考えていったほうがいいのか。また、やはり防火用水としての役目というのも、当然地元からは今までも提起されており、そして、ため池の泥といいますか、それもやっていただけないかというご提案もありました。しかし、あそこは、先ほども申しましたように、史跡であります。それを整備するには、やはり一旦全部水を下ろして、そして、発掘調査をしたり、その状況によって今後の方向性等も整理していかなくてはならないと思いますので、そういった意味においてちょっと時間が、今後地元の皆さんと、そして、町の方針等もある程度出しながら、でないと、一方的に埋めたらどうだとか、農業用水は別なほうから確保できるからいいのではないかなというようにも重要なことでもありますけれども、それを総合的に今後検討していかなくては、地元との話もしなければならない場所だというふうに考えますので、今後さらに検討させていただきたいというふうに思います。

議長（高橋拓生君）

稲葉正議員。

2 番（稲葉正君）

よりよい方向で検討されることを希望いたします。

あと、倒木も問題になっておりますが、倒木を回避するには、林の大木を伐採することだと思います。町には住民の命を守るため、最大限の考慮をお願いしたいと思います。

次に、ガイダンス施設への通路についてです。

以前から質問はしておったのですが、これまで文化財側と県の教育委員会に話をされてこなかったということなのでしょうか。お伺いします。

議長（高橋拓生君）

高橋平泉文化遺産センター館長。

平泉文化遺産センター館長（高橋国博君）

連絡通路についてでございますが、まず柳之御所史跡公園の整備につきましては、岩手県教育委員会が主体となって整備しているということでございますし、また、史跡整備につきましては、学者や専門家の先生方から構成する平泉遺跡群整備指導委員会での指導、助言をいただいた上で整備しているというものでございます。

このため、ご指摘のありました連絡通路につきましては、史跡公園内での現状を変更する場合にはつきましても、指導委員会での協議した上で県教委が工事を行うというふうになりますので、今後関係機関と適切に協議、検討しながら行っていきたいというふうに思います。

議長（高橋拓生君）

稲葉正議員。

2 番（稲葉正君）

今後協議して話を進めていくという解釈でよろしいですね。

議長（高橋拓生君）

高橋平泉文化遺産センター館長。

平泉文化遺産センター館長（高橋国博君）

関係機関と協議してまいりたいというふうに思います。

議長（高橋拓生君）

稲葉正議員。

2 番（稲葉正君）

その具体的な打合せに入る時期というのは、予定はあるのでしょうか。伺います。

議長（高橋拓生君）

高橋平泉文化遺産センター館長。

平泉文化遺産センター館長（高橋国博君）

時期につきましては、平泉遺跡群調査整備指導委員会というのが年に2回開催されておりました、6月と9月に本委員会がありますので、来年の9月までにとということになるかと思えます。

議長（高橋拓生君）

稲葉正議員。

2 番（稲葉正君）

もう一度お伺いします。6月と9月。

議長（高橋拓生君）

高橋平泉文化遺産センター館長。

平泉文化遺産センター館長（高橋国博君）

整備指導委員会につきましては、6月に部会がありまして、さらに部会の上に親会というのがありますので、6月の部会への協議を経て、9月の親会での承認をいただくというようなスケジュールになるかと思えます。

議長（高橋拓生君）

稲葉正議員。

2 番（稲葉正君）

中尊寺通りからガイダンス施設に向かう県道、あそこは本当に狭いカーブになっておりますので、いつ事故が起きるか分かりません。事故が起きる前に安全な通路、連絡通路をつくっていただけるよう早急に求めまして、私からの質問終わらせていただきます。

議長（高橋拓生君）

これで稲葉正議員の質問を終わります。

暫時休憩といたします。

---

休憩 午後 2時25分

再開 午後 2時38分

---

議長（高橋拓生君）

再開いたします。

通告4番、真竈光幸議員、登壇質問願います。

7番、真竈光幸議員。

#### 7 番（真竈光幸君）

質問通告4番、真竈光幸でございます。

早いもので、もう令和4年の最後の定例会となりました。本年3月の定例会一般質問の中で、12月定例会には皆さんでこうブルーリボンをつけて議場に臨んで、拉致問題解決への意識を高めるよう求めたところでありました。町民福祉課長からブルーリボンの配付がありまして、皆さんおつけになって臨んでおられ、大変うれしく思うところであります。願わくは、必ず奪還するという機運を高めて、この問題を風化させないよう、より一層の住民への啓発に努めていただきたいというふうに望むところでございます。

さて、令和4年最後の一般質問につきまして、今回質問いたしますのは、大きく4つであります。

1つ目には、ふるさと応援寄附金の活用について、5項目伺います。

1つには、応援していただく方の共感を得るような事業への活用について、今後どのような地域振興策を企画していくのか、その方向性について伺います。

2つ目に、環境保全事業としての企画・予算案等の策定に、地域を代表する区長会への諮問を行う考えはないか伺います。

3つ目に、返礼品開発会議を実施することを検討できないかを伺います。

4つ目に、新たな視点の返礼の検討について伺います。

体験型や親子宿泊学習型などの導入を検討できないか伺います。

5つ目に、旅行先にふるさと納税をすると、返礼品として旅行者が現地で使える電子商品券がもらえる「旅先納税」が今盛んに各自治体で導入を図っているところではありますが、その導入について検討できないかを伺います。

2つ目は、マイナンバーカード不安の解消についてであります。

マイナンバーカードをめぐる誤解を解き、個人情報への漏えいに対する不安を払拭するため、住民への分かりやすい説明と周知の在り方について伺うものです。

3件目は、子育て政策について伺います。

1つに、こども家庭庁設置により、こども政策の強化がなされます。従来の支援策の強化とは別に、出生数が減り続けることを前提とし、少子化によって起きる様々な社会課題への対策を同時進行で行う必要があると考えますが、見解を伺うものです。

2つ目に、就学前プログラムとともに経済的基盤が脆弱な家庭に暮らす子供たちを保護するためにも、児童福祉司や社会福祉士などとの連携が必要になると考えます。今後、町の職員採用枠にこうした方々も加えることを検討すべきだと考えますが、見解を伺います。

3点目に、こども家庭庁設置後における本庁の事務分掌に変更があるのか伺います。

最後に、高齢者福祉政策について伺います。

80歳以上の高齢者世帯への冬期間保護施策として、宿泊施設で見守る高齢者冬期寄宿舍施策を検討できないかを伺うものであります。

質問は以上であります。よろしく答弁をお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

真篋光幸議員からのご質問にお答えをいたします。

初めに、ふるさと応援寄附金の活用についてのご質問がありました。

応援していただく方の共感を得るような地域振興策の企画についてですが、ふるさと応援寄附金につきましては、条例の規定に基づき、個性豊かな活力あるまちづくりに資することを目的に、「保健・福祉・教育の充実」、「歴史と文化の醸成」、「環境保全」、「産業振興」、「その他目的達成のために町長が必要と認める事業」の5つの事業に活用することとなっており、ふるさと応援寄附をする際に、活用用途につきましても指定していただいております。

ご指摘の「寄附金を活用しての今後の地域振興策の企画」につきましては、当初予算編成の際に各課等から提出された当初予算要求事業の内容を精査した上で、その中からふるさと応援寄附金の活用にあつちする事業を選定し、予算を充当してまいります。

次に、「環境保全事業の企画・予算案等の策定に区長会への諮問を行う考えはないか」についてですが、環境保全事業として区長会議の中で協議された事項や課題解決に向けた事業として事業化された事業については、ふるさと応援寄附金の趣旨と合致すれば活用してまいります。区長会との連携については重要でありますので、ふるさと応援寄附金に限らず、引き続き連携を図ってまいります。

次に、「返礼品開発会議の実施」についてですが、ふるさと応援寄附金につきましては、本年度においても順調に推移しておりますが、平泉の魅力を発信しながら寄附金額を伸ばすため、今後関係者との検討会議や勉強会を開催し、納税者にとって魅力ある返礼品の開発に努めてまいります。

次に、「新たな視点としての体験型、親子宿泊学習型などの導入」についてであります。返礼品としての体験型、親子宿泊学習型などを含め、新しい視点で無形の商品やサービスを創出することは重要であると考えますので、前述の検討会議の中でアイデアを出し合いながら検討を進め、実現可能なものから取り組んでまいりたいと考えております。

次に、「旅先納税」の導入についてであります。旅先納税は旅行先などでスマートフォンからクレジットカード決済で寄附を行い、返礼品としてその地域ですぐに使用できる電子商品券を受け取る、「ふるさと納税」の新しい仕組みであります。納税から電子商品券取得までの所要時間は5分程度で行われ、また、電子商品券は寄附先の自治体の加盟店で1円単位から使用できますことから、旅行者にとっては納税しやすい便利なシステムであると認識しております。この「旅先納税」の導入にあつちっては、決済システムの導入や体制づくりなど、参加事業者の課題もありますので、まずは導入自治体の状況を調査するとともに、町内事業者の意向を踏まえて実施

の可能性について研究してまいりたいと考えております。

次に、マイナンバーカードの不安の解消についてのご質問がありました。

マイナンバーカードにつきましては、行政の効率化と国民の利便性の向上を目的に、国においては令和4年度中にほぼ全国民の取得を目標として掲げ、ポイント付与などによってその普及を進めておりますが、マイナンバーカードを持つことへの不安を抱える方々もおられると認識しており、そうした方々へ不安の解消につながるような正確な情報をお伝えすることが取得率の向上につながるものと考えております。

マイナンバーカードは、万が一紛失した場合でも顔写真入りのためになりすましができないことや、個人番号を見られても使用するには本人確認があるため悪用できないこと。オンラインで活用する場合は、電子証明書を活用するため個人番号を使用しないこと。カードのICチップにはプライバシー性の高い情報は記録されていないことなど、様々なセキュリティー対策が講じられております。こうした情報を町民の皆さんへ分かりやすく周知し、マイナンバーカードに対する不安を取り除くことが今後のさらなる取得率の向上につながり、そのことで将来の様々なサービスの活用によって、生活の利便性の向上につながるものと考えておりますので、町の広報などを通じて、正しく分かりやすい情報の周知に努めてまいります。

次に、出生数が減り続けることを前提とした少子化によって起きる社会課題への対応の必要についてのご質問がありました。

現在の地域社会経済の実情においては、人口減少、特にも少子化対策については喫緊の課題であると認識しております。内閣府が2020年に実施した国際意識調査において、少子化の原因としては、特に経済的負担や雇用不安が大きく、地域の支え合いが薄れ、子育てに対する社会全体の理解が乏しいといった理由が挙げられているところであります。現に2021年に生まれた子供の数が過去最少の約81万人であり、減少は6年連続で少子化に歯止めがかかっていない状況であります。

一方、当町の出生数においても、今年を含めた過去10年間で394人、年間平均約40人で、平成30年度の46人から減少傾向にあります。

このような少子化の影響は経済的影響と社会的影響が考えられ、経済的影響としては、労働力供給の減少、年金などの社会保障への現役世代の負担が増大するなどの問題が懸念されているところであります。

一方、社会的影響としては、社会的単位である家族の形態が大きく変化する、介護やその他の社会的扶養の必要性が高まり、また、子供同士の交流機会の減少などによる子供自身の健やかな成長への影響が心配され、さらには地方行政においては住民に対する基礎的なサービスの提供にも大きな影響が出てくるものと懸念しております。

そこで、このような社会課題は今後ますます顕著になっていくものと思われることから、その対策については、情勢を的確に把握しながら関係課等が連携し、対応施策を推進していく必要があるとは考えております。

そして、少子化問題に対しても、若い世代が結婚し、理想の子供の数が持てるよう関係機関や

各種組織との連携強化を一層図りながら、各種施策を展開していくとともに、来年4月に創設されるこども家庭庁での政策をはじめとした国や県の子育て支援施策にも注視、活用しながら、子育て世代への経済的負担の軽減や子育て環境などへの支援の推進と拡充を図り、出生率の回復を目指して取り組んでまいります。

次に、子育て政策を進める上で連携が必要となる児童福祉司や社会福祉士などの職員採用についてご質問がありました。

子供や家庭をめぐる問題は複雑かつ多様化しており、深刻化する前の早期発見・対応や、きめ細かな支援が重要となっており、現に議員ご指摘のとおり、児童福祉司、社会福祉士などとの連携は重要であると認識しております。当面、児童相談所など関係機関との連携による対応を継続しつつ、社会福祉専門職の町職員としての採用については、実情を踏まえながら検討してまいります。

次に、こども家庭庁設置後における本庁の事務分掌についてのご質問がありました。

こども家庭庁設置後の対応としましては、町では令和6年度に「こども家庭センター」の開設を予定しており、本年11月に関係課において検討会議を開催したところであります。今後、組織改編に向け、平泉町行財政改革推進委員会に専門部会を設け、子育て支援体制の強化のために必要な組織の在り方について、所掌事務を含めて具体的な検討を進めてまいります。

次に、高齢者福祉政策として80歳以上の高齢者世帯への高齢者冬期寄宿舍施策を検討できないかのご質問でありました。

高齢者冬期寄宿舍につきましては、全国的に見ますと、豪雪地帯におきまして、冬期間の生活や雪の処理等に対する不安等を解消するため、施設等で受入体制を行っている現状がございます。しかしながら、冬期間の数か月の間でも自宅を留守にすることに抵抗を感じる高齢者も少なくないことや共同生活への不安など様々な意見もあることから、当町においては冬期寄宿舍等への宿泊は行わず、地域の互助を基本として、住み慣れた地域で生活を送ることができるよう、これまで同様関係機関と連携を図りながら高齢者支援を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

真竈光幸議員。

7 番（真竈光幸君）

大変丁寧な答弁をいただきました。特にも、少子化によって起きる社会課題への対策につきましては、非常に的確な答弁をいただき、ありがとうございました。

何点か追加してお伺いをしていきたいと思いますが、ふるさと応援寄附金でございますが、現行の寄附金の使途として選択できるのは、4つあるわけでありまして。

1つ目は保健・福祉・教育の充実事業。本町としての実績は、小中学校への楽器購入または英語能力向上事業に使われております。

2つ目が歴史と文化の醸成事業であります。

3つ目に環境保全事業。

4つ目に産業振興事業。この産業振興事業の実績といたしましては、6次産業の促進事業、また、特産品の開発支援事業等に資しておるところでございます。

平泉を応援したい人の思いは、一体どこにあるのか。やはり世界遺産の町、平泉。この遺産の保護と復元事業に資する事業へ活用する期待が大きいのではないかとと思うところがあります。今後、歴史と文化の醸成事業、手つかずであります、それへの活用としてどのような企画を立てられるのかを伺います。

議長（高橋拓生君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵嘉之君）

今、ご紹介いただきましたとおり、それぞれの目的に応じて基金を充当しているということでございます。流れといたしましては、こちらの基金の充当につきましては、予算化した実施が決まった事業について充当しているということでございまして、寄附金をこの目的のためにお願ひしますというような形式にはなってございませんでした。今、議員からご提案というかご指摘のございましたとおり、寄附者からすれば、より具体的な内容について提示すれば、それに共感してまたは賛同していただいて、寄附金もその意向に沿った形で使用できるというメリットもございます。ただし、あまりそれを前面に出し過ぎますと、クラウドファンディング的な扱いにもなってしまうというふうなこともございます。さらには、史跡の活用というご提案でしたけれども、例えば中尊寺とか毛越寺の従来そちらの両山のほうで管理すべき、活用すべきものと区分するというようなことも必要になってきますので、文化財の担当の関係する部署とその辺を協議しながら、寄附者に具体的にどの程度まで提示できるか、現段階では申し上げられませんが、今申し上げたとおりの提案をして賛同を得て、自分が寄附をしたものが活用された形として思いとして通じるような、そういうような仕組みづくり、こういったものも研究してまいりたいというふうに思います。

議長（高橋拓生君）

真竈光幸議員。

7 番（真竈光幸君）

その寄附金の活用事業として、区長会との連携という話をさせていただきました。景観保全または河川の維持とか、そういった環境保全事業についてなのですが、区長会との連携で行うというのは大変重要なことで、寄附者への理解も非常に得られやすいのではないかと。いわゆる町ぐるみ一体となって取り組むことに自分たちの応援した寄附金が充てられている。これは非常に有効なものになるかと思うのです。様々な超スローな公共事業とでも言いましょうか、実施する場所、時期、予算、執行などある程度の一定限の権限を区長会に一任をいたしまして、住民が一体となって取り組む方向性というのは、協働のまちづくりそのものではないかと思うのです。やっぱりそういった観点での検討もしていくべきではないかと思いますが、いかがですか。

議長（高橋拓生君）

岩淵総務課長。



総務課長（岩淵嘉之君）

こちらは返礼品とも関係はするとは思いますが、やはりこういった目的に対して寄附金をいただくかということは、先ほど申し上げたとおり、現時点では既存の事業に充当していただくので、町長の答弁にもございましたけれども、区長の皆様には、いずれ環境保全に関わる地域でのいろいろな行政との共同事業を行っていただいている状況もございます。今後の環境保全事業、ふるさと納税ということに限らず、今、地域課題対応事業というような形でいろいろ取り組んでおりますが、そういう意味からも、そういう環境保全、地域の皆さんが参加して地域づくりとか、そういう地域の環境整備も含めた共同事業とか、そういったものに今後活用できるかにつきましては、検討してまいりたいというふうに考えております。

議長（高橋拓生君）

真籠光幸議員。

7 番（真籠光幸君）

既存の事業への充当とするだけではなくて、やはり特定の用途への活用ということはぜひ検討していただきたいと思います。

返礼品について伺いますが、返礼品の開発会議の中で関係者との検討会議を行うという答弁がございましたが、住民目線のといいますか、様々な住民との会議の中で意見をいただくような機会というのはいつでも持てるのではないかと。特に、改めて開発会議という物々しいものでなくても、どういったものが望ましいのかといったようなアイデアは、いろいろ住民の方から聞く場があってもいいのではないかとと思うのですが、いかがでしょうか。

議長（高橋拓生君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵嘉之君）

現段階で、答弁の中にもございましたけれども、勉強会とか商品開発の検討会、こちらにつきましては、6次産業の担当である観光商工課、農林振興課とか産業に関する庁内の関係課に加えまして、今回この応援寄附金を推進していただいている町内の委託事業者も含めて、さらには勉強会となりますと、その商品造成に関わるお話ですので、町内の事業者、例えば職人である方であるとか、そういった方も町民であったりするわけですので、議員のおっしゃるのは、そういう以外の方だけではなくというようなことかもしれませんけれども、いずれ商品を実際造成するものに関わる方も含めて、町民も含めて、そういう検討会とか勉強会はできるものというふうに考えておりますので、段階を経て、まずは庁内関係者と委託事業者のところでどういうふうな方向性で今後検討していくかというようなところもやってみながら、今後そういう外部の委員の方からのご意見もいただいたりするという場も設けてまいりたいというふうに思います。

議長（高橋拓生君）

真籠光幸議員。

7 番（真籠光幸君）

新たな返礼品の可能性を探るという意味でお伺いをいたしました。何かものを作ったとか、農

産物とかそういう商品ではなくて、形のないものといいますか、そういったものの可能性を聞くためにも、そうした民間の会議の中で意見をお伺いする機会があってもいいのではないかということをお願いしました。

体験型、親子宿泊学習型返礼、それも同じような意味合いでの問いかけをするものでありますが、平泉の世界文化遺産を身近に感じ体験する宿泊型の、例えば発掘体験、出土品の仕分作業とか、または平泉学を親子で学ぶとかいう平泉らしい返礼の在り方というのも、そのような民間の方々の話合いの中から出てくるものではないかなと思うのですが、そうした実現可能なものがあります。いわゆる特産品というものではなくて、平泉らしい形のない返礼の在り方ということについて見解を伺っていきたいと思います。

議長（高橋拓生君）

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕嘉之君）

今のご提案ですけれども、まず一つ考えておりますのは、今、既にいろいろ取り組んでいる体験事業といいますか、そういうメニューがございます。例えば、実際返礼品としては、農業体験であるとか秀衡塗の絵づけとかございます。ただ、こういったものも実際どれくらい需要といたしますか、議員おっしゃられるとおり、平泉ならではのということで、平泉の魅力を感じていただくというきっかけには十分なるかと思いますが、そういったことはやっぱりリサーチしていくというようなことが必要です。そもそもこの寄附金を多く集めるために新たに造成するというよりは、先ほど申し上げたとおり、実現可能なものというのは、今もう既に提供できるようなことということになります。そうなりますと、例えば農業体験とかにつきましても、修学旅行生の受入れとかも既にやっておりますから、そうなりますと、果たしてそれ以外に受入れすることが可能かどうかにつきましては、関係者の皆様のご意向とか意見等も伺うということですので、そうしますと、戻りますけれども、いろいろそういう関係者の方から検討会議の中でご意見を頂戴する場というのは必ず必要になっているかと思えます。そういう形で、他の市町村や自治体との差別化を図るという意味からも、平泉ならではの無形のサービス、平泉ならではの体験、ここでしかできない体験というのを訴えていくという必要性については十分理解いたしますので、そういったことを関係する皆さんに投げかけた形で、いろいろご意見を頂戴しながらまとめ上げていきたいなというふうに思っております。

議長（高橋拓生君）

真竈光幸議員。

7 番（真竈光幸君）

では、違う観点からですが、例えば2市1町といいますか、一関市、奥州市、平泉町と、2市1町に限ったことではないのですけれども、友好都市と共同返礼品という扱いも検討の材料には加えておいたほうがいいのではないかと。いずれかの自治体で寄附を受けた場合、月ごとに当番制といいますか、担当する自治体の特産の農産物などを返礼品として送る。寄附する側も返礼品の選択肢が増えますし、生産者側も販路が拡大するといいますか、売上げが増大。自治体側として

も共同で取り組むことによる情報交換。また、企画会議が非常に活性化するのではないかと、意欲が向上する効果があるのではないかと考えます。

ない話ではありません。四国がよくそういうことをやられておるようでございます。11市町村で取り組んでいるとか、自治体間で連携して共同返礼を行っているケースがありますが、ぜひそういったものを検討に加えていったらいいのではないかとと思いますが、いかがでしょうか。

議長（高橋拓生君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵嘉之君）

返礼品の自治体間での共同といいますか、そういった連携といいますか、そういう取り組みについては、ある程度は承知はしておりますが、やはりこれにつきましても、どちらから働きかけるかといいますか、こちらからいろいろ提案するというようなことになろうかとは思いますが。例えば世界遺産というようなキーワードでの連携の在り方とか、今お話のありましたとおり、いろいろな姉妹都市とか友好都市とか、離れたところでもそういう視点もございます。いずれこちらにつきましても、今後そういういろいろな状況を確認しながら研究してまいりたいというふうに思います。

議長（高橋拓生君）

真竈光幸議員。

7 番（真竈光幸君）

それでは、旅先納税について伺っていきますが、これは目玉の返礼品のない自治体が、ないという言い方は失礼ですね。少ない自治体が観光資源を活用できないかということで、システム開発会社に持ち込んだのが始まりだそうでございます。令和元年に岡山県の瀬戸内市が全国で初めて導入をいたしまして、現在、9月の段階ですが、6道府県22の市町村が活用しているということでございます。

北海道の利尻島にある利尻富士町が約2か月間で60万円の寄附が上がったという事例が、9月21日付の新聞に掲載されておりました。町の会計課の談話が載ってまして、観光地に非常に向いている方法だと。旅行者は寄附してすぐ使えるからいいのだというこの談話が載ってございました。

新型コロナで落ち込んだ観光客も大分戻りを見せているのですが、お土産店での消費が伸びていないという卸売業者からのお話を聞く機会がありました。やはりなかなか、人は来ても実際にそこで消費がなされていないということでもあります。

この電子商品券は、町の飲食店や土産物店、日帰り温泉も含め、レンタカーや観光ガイドセンターでも全ての利用が可能になるなど、使える用途が幅広いものですから、観光地の経済への波及効果は非常に大きいんだというふうに思います。

世界遺産をはじめとして観光資源に困らない、多く持つ本町としては、導入を検討することは観光地としての価値も高める効果があるのではないかと考えますので、ぜひ今後検討を重ねてい

ただきたいというふうに思いますが、もう一度所感だけお願いします。

議長（高橋拓生君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵嘉之君）

おっしゃられるとおり、観光地としてやはり旅先での納付というのは非常に需要が高いものというふうには思われます。しかしながら、町長の答弁にございましたけれども、参加する事業者の基盤づくりといったものがやはりどうしても必要になってきております。その前段階としまして、今、商工会のほうで、地域で使える商品券を返礼品として発行できないか検討しているというような状況も把握しております。この電子化につきましては、例えばこの参入事業者が限られてしまうと、公平感といった、これもいわゆるふるさと納税に導入するDX、デジタル化社会に向けた取り組みであるわけですが、こういったことへの不公平感をなくすということについては、例えばこのふるさと納税を原資としてデジタル化を事業者が推進できるような予算に振り分けるとか、そういった工夫も必要になってきます。電子化というようなキーワードで申し上げますと、既にいろいろな形での取り組みがなされている中で、平泉町の事業者のそういう電子化といいますか、これに向けた取り組みの状況を踏まえながら取り組む必要があるというふうに認識しております。

議長（高橋拓生君）

真竈光幸議員。

7 番（真竈光幸君）

質問を変えたいと思います。

マイナンバーカードであります。答弁いただいたとおりでいいと思われま。

それで、ただ、説明の資料なのですが、広報で周知をするというのもそれはそれでいいのですが、独自にもっとこう住民が分かりやすいような、イラストを多用したような、目で見て分かるような資料をぜひ作成をいただいて説明をしていただければ、情報が漏えいすることはないのだということ、安全は担保されているといったことをきっちり分かるような資料をぜひ作成して説明することが必要だと思っておりますので、よろしく検討していただきたいと思っております。

子育て政策についてであります。来年度の4月に発足いたします「こども家庭庁」設置によりまして、従前の子育て支援政策の一層の強化が図られることとなります。一関市では、早々と所管する部署の再編に着手をしたことが新聞報道でありましたように、取り組みとしては素早い対応を見せております。

こども家庭庁の設置を受けて、本町での所管分掌はどうなるのかにつきましては、「こども家庭センター」を開設するという答弁をいただきました。現行組織の改編と事務分掌はこれから検討されるということですが、開設する場所や人員配置など、どのような検討の指針等があるのか、お示しをいただきたいと思っております。

議長（高橋拓生君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩渕嘉之君）

まだお示しできるような段階ではございませんが、少なくとも課題といたしましては、現在の保健センターあるいは町民福祉課、子育て支援や乳幼児から子育ての対応をしている両課がそれぞれの分掌を分ける形で、また新たにそのセンターをどちらかの課の内部に設置するとかというようにいろいろな検討が必要になっておりまして、そういう事務室等の物理的な問題等もクリアしなければならないというような課題がございます。事務分掌も含めて、具体的にはこれからというようなところでございます。

議長（高橋拓生君）

真竈光幸議員。

7 番（真竈光幸君）

家庭の貧困や親からの心理的な虐待、大人に代わって家事や家族の世話をするヤングケアラーなど、厳しい環境で生活する子供たちがいることは事実であります。誰にも相談できず、相談窓口にも行けない子供たちがいます。こうした声なき声を吸い上げ、必要な支援につなげる仕組みが今後必要になると思います。今、求められていますのは、必要なときにちゅうちょしないで家庭に関与し、子供を守る組織が必要です。まさにこども家庭センターというのは、そのような重要な働きをする部署になると思います。ただ、現行の体制や人員で考えられるような様々な課題への取り組みで、職員が疲弊しないよう配慮も必要であります。専門の児童福祉司または社会福祉士などの配置は、創設するこども家庭センターにおいては大変重要なものだと考えますが、早急にその検討については進めていただきたい。令和6年度に開設する「こども家庭センター」については、そのような専門職をやはり配置するといったことを進めるべきではないかと思いますが、もう一度そのところを、見解をお願いします。

議長（高橋拓生君）

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕嘉之君）

今の子育て支援に関わっては、いろいろ専門職というような方に携わっていただいておりますが、児童相談所だけではなくて、各学校にもスクールカウンセラーというような形で、巡回で相談する機会等もございます。ただ、いろいろ児童虐待の問題を含めて、要対協というか、いろいろな児童虐待等に係る個別のケース会議といったようなことも、そういうケースが増えているといったような現状もございますので、先ほどの答弁の中での実情を踏まえながらということですが、実際町として独自に採用するというような状況にあるかどうかにつきましては、詳しく検討した上で、採用するというのであれば、その開設までに採用というようなことを目指しますが、現時点では関係機関との連携の中で対応が可能かどうかについて、もうちょっと突っ込んだ検証といいますか、今後開設するセンターの具体的な運用の内容を踏まえながら、結論を早期に出して取り組んでいく必要があるというふうに考えております。

議長（高橋拓生君）

真竈光幸議員。

7 番（真竈光幸君）

質問がちょっと前後いたしました。就学前プログラムについても若干伺っておきたいと思えます。

就学前の5歳児にはどんな教育が必要であるのか。幼児期の知・徳・体、子供らしい遊びや体験の中で育まれることを忘れずに行うべきだと考えております。幼稚園、保育所など、通う施設によって教育内容や指導の違いがないか。そのことも小1プロブレムの原因になっていないかなどの検証も必要だと思います。

幼稚園の教育要領では、幼児期に育てほしい姿として、健康な心と体、自立心などを挙げています。さらに、文科省の幼児教育スタートプランでは、言葉の力、探求心、情報を活用する力といった生活や学習の基盤となる力の養成を示しています。子供の興味をさらに学びたいという意欲につなげる教育の工夫が求められると思いますが、この就学前プログラムについての見解を伺っておきます。

議長（高橋拓生君）

吉野教育長。

教育長（吉野新平君）

今、就学前プログラムについてのご質問がありました。

岩手県におきましては、名称を「いわて就学前教育振興プログラム」というふうな取り組みで行っていますが、同じような内容として捉えてよろしいでしょうか。それでお答えしたいというふうに思います。

本県以外にも、全国的に今までは幼稚園、保育園、それから、認定こども園というような各教育施設ごとに保育者をはじめ、関係者がそれぞれの専門性を生かして教育・保育の充実に取り組んできたものと考えております。その中で、一定の成果はもちろん上がってきているなと思えます。今それを受けまして、この施設の種類とか組織の枠組みを超えて、一体的に子供を育てていこうという流れが国でもございます。それから、一層の整合性というか、5歳児までに身につけなければいけない資質や能力ということで、保育園でも、幼稚園でも、それから、認定こども園でも同じように、5歳児までにはある程度一定の資質、能力を身につけさせようという取り組みがこの就学前プログラムでございます。

では、身につけさせたい資質や能力というのは何かと申しますと、就学前ですから、知識や理解ということよりも、むしろ非認知能力といった測ることができない能力、つまり意欲とか、それから、社会の適応能力とか、思いやりとか、粘り強さとか、誠実さというような力を日頃の遊びの中でしっかりと育てていきたいと思いますというプログラムの具体的に表したものが就学前プログラムというふうになっております。

このことについては、県の幼児教育センターが今年からできまして、県のほうから講師を町でも要請して、年に2回、幼保小合同研修会というのを今年から始めております。今ご指摘の就学前プログラムについて、スタートカリキュラムを含めて、5歳児と小学校1年生を架け橋プログラムとして一体的に円滑に小学校につなげていこうという教育が今年度から始まっておりますが、

今年は幼稚園、保育園の先生方を集めて、小学校の低学年の先生も集めて、その研修会をまさに実施しているところでございます。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

真籠光幸議員。

7 番（真籠光幸君）

幼児期からのそういった様々なギフト教育ではありませんけれども、いろいろな可能性をやっぱり幼児期から体験させることの大切さが言われておるところでございます。特に、幼児期から英語または、今ですともうプログラミングも幼児期から行っておる、そうした塾も大変たくさん出てきております。ただ、そういったことに興味があっても、なかなか家庭の状況、地域の状況などから、地理的な条件などから学びの体験の機会に恵まれない子供たちもたくさんその中である。そうしたところに、その幼児期の統一的なプログラムとは別個に、やっぱり民間のそうした教育機関と連携をしながら経験できるような多様なプログラムを準備すべきなのだろうというふうには考えてございます。

最後に、高齢者福祉政策について伺ってまいります。

質問いたしました冬期寄宿舍施策の先進事例があります。奈良県の十津川村であります。冬期間だけではないのですが、あそこはよく川が氾濫して、自然災害で大分被害の多いところがあります。そうした自然災害に遭ってきた経験を踏まえて、安全な場所に集合住宅を造って、村民の第二の家とする取り組みをしています。豪雨のたびに山間部の道路が崩壊をし、集落は何度も孤立をしてきた歴史がございます。独り暮らしの高齢者の支援が村の課題ということで、村営で平家の集合住宅を平成29年に完成をさせ、現在は9世帯14人が暮らしています。梅雨や台風の季節になりますと、この集合住宅に村内移住と言えはいいのでしょうか、自宅と行ったり来たりできる2地域居住を実践しておる人も非常に多いということでもあります。冬期間どうしても孤立をしてしまう高齢者の夫婦、もし災害以外にも健康的な問題で何かがあった場合、非常にやっぱり早期対応がなかなかできづらい部分があります。こうしたことも今後の超高齢化社会への課題への対策として大いに参考にすべき事例だと思います。

冬期間、町の施設というのはなかなかあるようでないですので、旅館業といいますか、宿泊所にその期間だけ、もちろん自宅への併用はいいのですが、そこで見守るといったような政策は、今後の超高齢者社会の中の地域課題として絶対必要になってくるのではないかと思うのですが、所感を一度伺っておきます。

議長（高橋拓生君）

穂積保健センター所長。

保健センター所長（穂積千恵子君）

冬期間の高齢者への住まいの確保ということかなというふうに思いますけれども、今、議員おっしゃられた場所として、宿泊施設等のご提案もいただきましたけれども、高齢者にとりまして、なかなか環境が変わったりとか、家を空けることへの不安ですとか、答弁にもありましたが、共

同生活への不安ですとか、あとは宿泊施設等の確保、人員の体制、どのような見守り体制をするのかとか、そういうことを考えますと、平泉町におきましてはコンパクトな町だということと、それから、地域でのつながり、絆があるということで、お互い様の気持ちで地域のところで高齢者の支援をしていただければ、高齢者も安心して地域で暮らせるのではないかなというふうに思っております。

今後、超高齢化社会を迎えるに当たりまして、平泉町におきましても人口減少していく中で、高齢者を支えていく資源というものも今後考えていかなければならないところではあるかというふうに思いますので、現段階におきましては、協働のまちづくりというようなお話も出ておりますので、地域の中で安心して高齢者が暮らしていけるような支援をしていきたいというふうに思っております。

議長（高橋拓生君）

真竈光幸議員。

7 番（真竈光幸君）

最後にまとめたいと思います。

高齢化が一段と進んでおって、総務省の発表によりますと、本年の9月15日、敬老の日の段階での高齢者数が前年比6万人増えまして、3,627万人となって過去最多を更新したとの報道がありました。高齢者がさらに高齢になっていくという方の増加と、独り暮らしの高齢者が増え続けているということが明らかであります。

懸念をされるのは、認知症患者の増加であります。加齢に伴って判断力が衰えた独り暮らしの高齢者が増える。そうした社会がもう目の前に、目の前というか、もう来ているのでありますが、そうしたことへの備えの十分な対策があるか。ここが冒頭ありました、縮んでいく町への対策として必要である。そうした高齢者の孤立化を防ぐということは、要介護状態になる一歩手前、フレイルという状態なのだそうですが、健康寿命の延伸につながる、そうした取り組みをやはりやるべきだと思います。

本町としても、避難所としての機能も併せ持ったこうした住宅を建設できれば一番いいのですが、当面の対応として、町内の宿泊所を利用する形での町民の第二の家を検討できないかというふうに思うわけであります。

超高齢化、少子化による人口減少でどんどん小さくなる町を前提としたこうした施策に前向きに取り組んでいただけることを申し上げまして、私の質問を終わります。

議長（高橋拓生君）

これで真竈光幸議員の質問を終わります。

---

議長（高橋拓生君）

これで本日の日程は全て終了いたしました。

なお、次の本会議は、明日9日午前10時から、引き続き一般質問を行います。

本日はこれで散会いたします。



皆様ご苦労さまでございました。

散会 午後 3時35分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平泉町議会議長 高 橋 拓 生

署名議員 千 葉 勝 男

同 升 沢 博 子